大学等関係者用資料

地球規模課題対応国際科学技術協力
（SATREPS）
機材調達にかかる手続きについて

2014 年 4 月

独立行政法人国際協力機構

国際科学技術協力室

調達部

§　必ずお読みください　§

【重要】はじめに

平成18年3月3日付で経済産業省大臣より文部科学大臣宛てに、以下の文書「大学等における輸出管理強化について」が発出され、それを受け、文部科学省より大学及び公的研究機関に対して「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について(依頼)」が発出されています。

地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)に関する機材につきましても、かかる背景をご理解のうえ輸出管理には十分にご注意くださいますようお願いします。

経 済 産 業 省

平成 18･03･01 貿第 5 号
平成 18 年 3 月 3 日

文部科学大臣 小坂 憲次 殿

経済産業大臣二階 俊博

大学等における輸出管理の強化について

我が国は、平和国家としての立場から、大量破壊兵器等の不拡散政策を堅持し、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術提供に関し、国際協調の下に外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)に基づき、厳格な輸出管理を行ってきております。

大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の輸出管理の重要性は、我が国のみならず国際的にも高まっており、国連安全保障理事会、先進国首脳会議やAPECも含め、様々な場において繰り返し確認されているところですが、大量破壊兵器等の拡散防止の推進について中心的役割を担っている国の一つとして、我が国の責任はますます重くなってきていると認識している次第です。

当省としては、このような認識の下、企業における輸出管理体制の整備はもちろんのこと、先端的な研究開発を行う大学や公的研究機関(以下「大学等」という。)におきましても、実効的な輸出管理が行われる必要が、以前にも増して高まってきていると考えております。
外為法におきましては、学会誌への論文の投稿や学会発表など、技術を公知とするための行為は、経済産業大臣の許可を受けずに行うことができるものとする一方、計測機器や試料等の貨物や技術資料等の海外への持ち出し、海外出張等に際しての技術提供、海外からの研究者や留学生の受入れに伴う技術の提供、国際的な共同研究等における技術移転の中には、経済産業大臣の許可が必要なものがあります。これらが、許可を得ずに不用意に懸念先に輸出・提供された場合には、国際的な問題となり得る場合もあり得ると認識しています。

このような状況を踏まえ、貴省所管の大学等に対し、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術の提供が不用意に行われることがないよう、管理を的確に行うよう、御指導方お願いいたします。

大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について(依頼)

17 文科際第 217 号
平成 18 年 3 月 24 日

科学技術政策研究所長　殿
各国公私立大学長　殿
各高等専門学校長　殿
各大学共同利用機関法人機構長　殿
文部科学省関係各独立行政法人の長　殿

文部科学事務次官
結城　章夫

我が国では、平和国家としての立場から、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出(注 1)や技術提供(注 2)に関し、国際協調の下に外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。) に基づき、輸出管理を行っております。

しかし最近、我が国及び世界の安全保障上ゆるがせにできない外為法違反容疑事案が続いており、去る 3 月 3 日、経営者の輸出管理意識の向上及び外為法の遵守を徹底するため、経済産業大臣名で、輸出関係団体の長に対して通知が発出され、また、文部科学大臣に対しても協力要請がありました。

これまでのところ、大学及び公的研究機関(以下「大学等」という。) における外為法違反事例は報告されておりませんが、このような情勢に鑑み、各大学等におかれては、上記貨物の輸出や技術提供が不用意に行われることがないよう、輸出管理の徹底にご協力いただきますよう、お願いいたします。

外為法に基づく輸出管理に係る留意点等は、例えば下記の事項などが考えられるところ、関係法令等を踏まえ、十分御留意の上、宜しくお取り計らい下さい。

なお、経済産業省において、全都道府県において大学等を対象とした輸出管理強化に係る説明会を実施することとしています。各大学等におかれては、当該説明会へ積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

(注 1)…　　外為法第 48 条第 1 項に規定する貨物の輸出
(注 2)…　　外為法第 25 条第 1 項第 1 号に規定する技術提供

記

○大学等においては、先端的な教育・研究活動が行われているところであるが、このような教育・研究活動を行う上では、貨物の輸出及び非居住者に対する技術の提供等につき規制している外為法の趣旨を十分踏まえる必要があること。

○例えば、国際的な共同研究等において、海外への貨物の輸出(試作品や試料等の送付・持ち出し)は、外為法に基づく経済産業大臣の輸出許可の対象となる場合があること。また、大学等において受け入れている留学生等について、入国後 6 ヶ月が経過していない者に対する技術提供(当該技術に係る資料の提示や電子メール、口頭での伝達を含む。)は外為法に基づく経済産業大臣の役務取引許可の対象となる場合があること(国際的な共同研究等を含む。研究の場所が国内であるか国外であるかを問わない。)。

○公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引であって、以下のいずれかに該当するものについては、経済産業大臣の役務取引許可を受ける必要はないこと。

・新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
・学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
・工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
・ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
・学会発表用の原稿又は展示会等での配付資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

なお、研究過程における海外の研究者とのデータや試料の交換等は、それが不特定多数の者が入手可能なものでない限り、許可申請の対象となりうるため、注意を要すること。

(参考資料)

参考資料 1 「我が国の輸出管理の強化策について」(平成 18 年 3 月 3 日経済産業省発表)

参考資料 2 「外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づく輸出管理について」

【重要】安全保障貿易管理とは

我が国をはじめとする主要国では、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組み(国際輸出管理レジーム)を作り、国際社会と協調して輸出等の管理を行っています。

我が国においては、この安全保障の観点に立った貿易管理の取組を、外国為替及び外国貿易法に基づき実施しています。

輸出しようとする貨物が、輸出貿易管理令(輸出令)・別表第1の1～15項で指定された軍事転用の可能性が特に高い機微な貨物に該当する場合　又は、提供しようとする技術が、外国為替令(外為令)・別表の1～15項に該当する場合には、**貨物の輸出先や技術の提供先がいずれの国であっても事前に経済産業大臣の許可を受ける必要があります。**

1. 基本的な認識

◆ 意図せざる技術流出や法令違反を未然に防止するために、規制対象技術を保有する研究者一人一人の外為法規制の理解と遵守活動の実践が必要不可欠です。
◆ 外国に向けて技術提供を行おうとするときは、必ず外為法に基づく許可が必要か否か確認しなければなりません。

2. 海外との共同研究や留学生への研究指導に係る主な事項

◆ 提供する技術が、大量破壊兵器の開発のために利用されるおそれや、大量破壊兵器の開発を行っているおそれのある懸念国や組織出身の研修生や留学生に対するものではないかなど、用途や相手先を慎重に検討しなければなりません。
◆ 外国の大学・研究機関や非居住者から技術提供依頼を受けたら、相手に技術を提供する前に具体的な内容を確定させ、該非判定を行ってください。
◆ 学科や研究室の担当者など、技術提供に関わる者が、手続に従って必要な事項を判定し、責任者の判断を仰ぐようにしてください。
◆ 外国の大学・研究機関や民間企業などとの共同研究を実施する場合で、特定の製品への応用を目的としている場合には、提供技術の中に規制対象技術が含まれているかどうか確認する必要があります。
◆ 試供品や研究資機材を海外に持って行く場合でも、使われている材料や機器の仕様によっては規制対象となることがあります。その場合は、たとえ確実に持ち帰るとしても、許可を取得してください。
◆ 一つの技術でも、複数の項目にまたがって規制されている場合があります。判定に際しては細心の注意を払い、見落としがないように注意してください。
◆ 将来的に公表を行う予定の技術提供であっても、 許可が必要になる場合もあり得ることに注意してください。

抜粋引用

経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)改訂版

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/bouekikanri/daigaku/kibigijyutukanrigaidansu.pdf#search='http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/bouekikanri/daigaku'

産業連携学会作成　安全保障貿易管理に関するガイドライン

http://j-sip.org/info/anzenhosho.html

<経済産業省「先生!!ちょっと待ってください!」リーフレットを加工して作成>

(http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer_document.html

【重要】問い合わせ窓口等について

SATREPS の機材調達及び輸送についての相談窓口は次のとおりです。

JICA 調達部　契約第二課機材調達班

E-mail：prtm2-kizai@jica.go.jp　Tel:03(5226)6643

なお、制度全般及び事業契約ならびに経費の支出に関する不明点及び疑問点は、JICA プロジェクト担当部にお問い合わせください。

また、安全保障貿易管理に関するお問い合わせは、以下の経済産業省窓口にお願いします。

安全保障貿易管理ホームページ

経済産業省の安全保障貿易管理ホームページでは、安全保障貿易管理制度の概要、貨物の輸出や技術に提供に係る許可申請の手順、その他最新の法令情報などを紹介しています。

URL：http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html

輸出許可申請・各種相談窓口

(1) 輸出許可申請についてのお問い合わせ

安全保障貿易審査課　　03-3501-2801

(2)輸出者遵守基準、輸出管理内部規程についてのお問い合わせ

安全保障貿易検査官室　　03-3501-2841

(3)安全保障貿易管理制度、外為法の解釈のお問い合わせ

安全保障貿易管理課　　03-3501-2800

(4)輸出管理についての一般的なお問い合わせ

安全保障貿易案内窓口　　03-3501-3679

参考情報

「大学における輸出管理」お薦めコンテンツ(一般財団法人安全保障貿易管理センター)

http://www.cistec.or.jp/service/daigakukaiin_osusume.html

安全保障貿易管理ハンドブック

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/bouekikanri/daigaku/kibigijyutukanrigaidansu.pdf#search='http:/

/www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/bouekikanri/daigaku'

外為法等への対応方法(東北大学編)

http://www.hiroshima-u.ac.jp/tmp.php?scerial=34695;ja

研究を兵器等に転用されないために～安全保障貿易管理の基本

http://www.saci.kyoto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2010/02/20091217.pdf#search='http://www.saci.kyotou.ac.jp/wpcontent/uploads/2010/02/20091217.pdf

目　　　次

巻末別添様式集

様式 2：「輸送情報シート」
様式 3：「機材総合情報シート」
様式 4：「参考銘柄情報シート」
様式 5：「機材仕様明細書」
様式 6：「銘柄指定書」（必要に応じ）
様式 8：「購送　輸送　機材リスト」
様式 10：「用途・需要者チェックリスト」
様式 11：「危険品・温度管理品確認調書」
様式 12：「機材損害報告書」
様式 13：「契約業者又は購入元が報告すべき事項」
様式 14：「（研究代表者所属機関作成）輸出貿易管理令調書」
様式 15：「輸送機材リスト」（和文・英文）
様式 16：「空送理由書」

注：JICA内部書式の様式番号との整合性を確保するため一部欠番にしています。

SATREPSにおける購入者・輸送者
（本マニュアルは主に日本で調達する場合を説明します）

・ 研究代表機関は、機材調達業務と輸送業務を一括して発注することができます。
・ 研究代表機関で輸送業務を行うことが、やむを得ない理由により困難な場合は JICAと相談してください。

第1章　機材調達の概要

1-1　JICAの機材調達

独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）は、技術協力プロジェクトや個別専門家の派遣等の協力を行う際に、協力の内容に応じて必要な機材を投入します。独立行政法人であるJICAの予算は主に国からの交付金に依拠しており、予算の適正な執行を担保するため、公正性・競争性・透明性の確保を調達の三原則として定めています。

【調達の三原則】
公正性・・・ルールに則り適正な手続きを行うこと。
競争性・・・複数者により価格競争を行い、より安価で質の高い調達に努めること。
透明性・・・調達のルールやプロセスをできる限り外部に公開すること。

上記の原則に則った調達を行うためのルールとして、JICAにおいては、「独立行政法人国際協力機構会計規程」や「一般契約事務取扱細則」等[1]を制定しています。JICAにて機材調達を行う場合は、JICAの規程に則った手続きとなることになります。

1-2　調達資機材の種類

地球規模課題対応国際科学技術協力(以下、「SATREPS」という。)における調達資機材は、供与機材と輸送機材の2種類に大別されます。

供与機材とは、相手国政府(相手国実施機関を含む)からの要請に基づき、供与対象の財産としてJICA予算で購入され、相手国に供与される機材です。

一方、輸送機材とは、研究代表者所属機関（以下、「研究代表機関」という。）あるいは共同研究機関が所有している機材を現地に輸送し、プロジェクトする機材です。返送する場合の荷受人（コンサイニー）は、研究代表機関（または共同研究機関）とし、輸送してください。

名　称	定　　義	備　　考
供与機材	相手国政府(相手国実施機関を含む)からの要請に基づき、供与対象の財産としてJICA予算で購入され、相手国に供与される機材	当該機材の調達次第、相手国実施機関等に譲渡する。他プロジェクトへの転用や日本での利用、譲渡後の日本への返送は不可。
輸送機材	本邦研究機関にて所有している機材を現地に輸送し、プロジェクトで活用した後に本邦研究機関に返送する機材	研究代表機関がJICA経費で購入しJICAが輸送を行う場合は、供与機材となる。輸送機材に該当するのは、JICA経費以外で購入した機材を輸送する場合である。

[1] 詳細は http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/equipment.html を参照。

さらに、供与機材と輸送機材は、調達地及び調達者ならびに輸送者によって以下のようなパターンに分類されます。

1-3　供与機材

1-3-1　供与機材とは

供与機材とは、相手国政府(相手国実施機関を含む)からの要請に基づき、供与対象の財産としてJICA予算で購入され、相手国に供与される機材で、相手国の研究機関に設置される機材や施設の整備のための機材です。相手国政府の関係当局に引き渡された時点で所有権が相手国政府(相手国実施機関を含む)に移転されます。

> ※相手国への供与前に、国内または第三国での使用が明らかになった場合は、当該機材の購入及び輸送の費用を研究代表機関にて負担していただく場合がありますので、ご留意ください。

1-3-2　本邦調達と現地調達

- 供与機材は、本邦で調達が行われる本邦調達と、相手国又は第三国で調達が行われる現地調達に分類されます。現地調達は、当該国の商習慣などの違いもあることから、調達方法を一律には定めていません(詳細は後述1-3-4のとおり)。
- プロジェクトに必要な機材の調達地(本邦調達とするか現地調達とするか)については、年次計画策定時に研究代表機関とJICAプロジェクト担当部との間で協議のうえ決定します。この際、購入から輸送に至るまでの一連の手続きを研究代表機関が行うのか、あるいはJICAが行うのか、手続きの実施主体についても併せて検討しておくことが必要です(詳細は後述1-3-3のとおり)。

・ JICAが実施している技術協力事業においては、機材引渡し後の相手国側の維持管理上の便宜や、調達手続きの迅速性の観点から現地調達を原則としています。しかしながら、SATREPSにおいては、高度な機材が多く仕様の確定までに相当の時間を要し、必ずしも迅速な手続きができないこと、また、現地調達の場合は取り扱い可能な銘柄が限定されてしまうこと等の理由により、必ずしも現地調達することが優位であるとはいえない場合が多く、競争性、透明性、機材引渡し後の相手国側の維持管理上の便宜等を総合的に比較検討のうえ、本邦調達の方が優位であると判断される場合には、本邦調達とします。
・ ただし、本邦調達とする場合でも、プロジェクト終了後に相手国実施機関が引き続き当該機材を活用できるよう、現地における部品や消耗品の調達に支障がないか、代理店情報やアフターサービス等の点も含めて十分に確認することが必要です。

1-3-3　手続きの実施主体

(1)本邦調達の場合

・ 本邦調達においては、機材の内容及び仕様を理解している者が、輸出までを一貫して担当し、輸出管理の責任を持つことが安全保障貿易管理上望ましい[2]と考えられますので、調達する者が輸送までを一貫して担うことを原則とします。
・ 研究代表機関が機材調達を行う場合は、研究代表機関が仕向地[3]までの輸送までを一貫して担当します。研究代表機関は、安全保障貿易管理制度に則って手続きを行います[4]。JICAは研究代表機関が調達・輸送を行うのを支援します。研究代表機関は、機材納入から輸送までを一括して商社に発注することも可能です。その場合は、輸出者を「(輸出者名) on behalf of JICA 」とすれば免税手続きに支障ありません。これは、輸出者が研究代表機関である場合も、機材納入業者である場合も同様です。
・ JICAが機材調達を行う場合は、JICAが仕向地までの輸送までを一貫して担当します。
・ カタログのある一般的な機材であれば、JICAが仕様書作成・購入することが可能ですが、特殊な仕様に基づいて受注製造するような機材など、JICAで仕様の妥当性を確認することが困難な機材については、研究代表機関が同機関の関連規程に基づいて調達することが適当と考えられます。
・ 研究代表機関が輸送する場合であっても、JICAが輸送書類をJICA在外事務所に送付し、相手国実施機関が行う免税通関を支援することに変わりはありません。研究代表機関はJICAプロジェクト担当部に輸送書類を提出していただきます。

(2)現地調達の場合

---

[2] 「外国為替及び外国貿易法」(外為法)が改正され、平成 22 年 4 月 1 日から罰則の強化と輸出者等遵守基準が適用されるようになりました。「輸出者等遵守基準」(「輸出者等遵守基準を定める省令(経済産業省令第 60 号)」)では、輸出者は従来以上に輸出管理を強化し、輸出者自ら機材が安全保障貿易の観点から輸出上問題がないかを確認するとともに、確認した貨物と輸出貨物が同一であるかを確認することなどが求められています。

[3] 相手国の港(内陸国の場合は、近隣国の港から当該国までの陸送)あるいは空港

[4] 詳細は、http://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.htmlを参照。

・ 研究代表機関の関連規程や研究代表機関の現地実施体制を総合的に勘案し、研究代表機関が調達することが可能であり、特段の支障がないと判断される場合には、研究代表機関にて全ての手続きを行います。
・ 研究代表機関による現地での機材調達が困難であり、JICA在外事務所による調達が望ましいと考えられる場合は、研究代表機関(研究代表者及び事務担当部門)と以下の点について合意のうえJICA在外事務所が手続きを行うことにします。合意に至ることができない場合には、研究代表機関による調達を改めて検討します。

【JICA が機材調達を行う場合の事前合意事項】
・ JICA においては公正性・競争性・透明性の確保を調達三原則としており、原則として特命随意契約は行いません。
・ 銘柄指定についても、別銘柄ではプロジェクトの目的が達成できない等の極めて限られた場合(例:システムの一部であり別銘柄ではインターフェースが不可能である、スペアパーツの調達である等)に限定されており、単に「在外研究員が使い慣れているから」といった理由では認められません。
・ JICA が調達手続きを行うための仕様書は、研究代表者及び関係する研究員が専門的見地から作成します。

1-3-4 手続き方法

供与機材の本邦調達のうち、研究代表機関が購入から輸送までを一貫して行う場合は本マニュアルの第2章、JICAが機材の購入から輸送までを一貫して行う場合は第3章、研究代表機関が機材を購入しJICAが輸送する場合は第4章を参照のうえ、それぞれ遅滞なく手続きを実施してください。

現地調達のうち、JICAが調達手続きを行う場合については、当該国の商習慣などの違いもあることから、調達方法を一律には定めていません。相手国又は兼轄国にあるJICA在外事務所が定める「機材調達に係る内規」の基準に基づいて手続きを行うことになります。この内規は、JICAプロジェクト担当部を経由してJICA調達部から入手できます。

研究代表機関が現地調達を行う場合は、機材の検収までの業務を研究代表機関が同機関の関連規程に基づいて実施します。調達にあたっては免税手続きを行う必要があるため、当該国における免税手続きについてJICA在外事務所に必ず事前に確認してください。

1-3-5 留意事項

(1)研究代表機関における会計処理

供与機材は、研究代表機関にて購入する場合には、相手国政府に対して無償での譲渡が可能となるよう、当該機材を研究代表機関の資産に計上しない等の会計上の措置を講ずる必要があります。原則として、相手国(港あるいは空港)に到着後、相手国政府の関係当局に引き渡された時点で所有権が相手国政府(相手国実施機関を含む)に移転されるためです。

⑵相手国外への持ち出しの禁止

供与機材は、上述のとおり現地到着後すぐに所有権が先方に移転されるため、当該機材を他国案件に転用したり、あるいは日本に持ち帰ったりすることはできません。同じ国内の他案件であっても、所有者が異なる場合には同様の取り扱いとなります。

⑶機材に係る関係者での情報共有

研究代表機関は、現地における受け取り作業の円滑化や本邦における適切な進捗管理のために、輸送される機材の詳細情報(いつどのような機材をどこから輸送するのか)を、プロジェクトの業務調整員、JICA関係者（プロジェクト担当部、調達部、在外事務所）に適宜共有します(様式は任意)。

1-4 輸送機材

1-4-1 輸送機材とは

輸送機材とは、本邦研究機関(研究代表機関及び共同研究機関の双方を含む)が所有している機材で、相手国に輸送し、専ら共同研究のために相手国側研究者と一緒に活用される機材です。**活動終了後、日本に返送または書面を取り交わしたうえで相手国実施機関に所有権を移転し譲渡します。**

1-4-2 手続きの実施主体

- 供与機材の本邦調達と同様、安全保障輸出管理の観点から、原則として、機材を所有する研究代表機関が同機関の関連規程に則って仕向地までの輸送を一貫して行います（この場合の留意点については後述1-4-4参照)。
  JICA調達部へ相談の上、研究代表機関が輸送を担うのが困難であると判断した場合は、JICAが仕向地までの輸送を担当することもあります。
- なお、機材の所有者が共同研究機関である場合、当該機関が研究代表機関に替わって一連の手続きを行うことも可能です。

1-4-3 手続き方法

輸送機材に関する手続きは第5章を参照してください。

1-4-4 留意事項

⑴研究代表機関が一貫して輸送を行う場合

- 研究代表機関は、現地における受け取り作業の円滑化や本邦における適切な進捗管理のために、輸送される機材の詳細情報(いつどのような機材をどこから輸送するのか)を、プロジェクトの業務調整員、JICA関係者（プロジェクト担当部、調達部、在外事務所）に適宜共有します(様式は任意)。

・ 研究代表機関において、輸出貿易管理令等の法令に基づく各種輸出手続き及び必要経費を支出します。
・ 免税に係る手続きは相手国実施機関が行いますが、免税通関手続きには通常2週間以上を要しますので、研究代表機関は早めに準備を進める必要があります。免税手続きに要する時間や書類は国や輸送方法によって異なりますので、研究代表機関は、JICAプロジェクト担当部を通じて、JICA調達部及びJICA在外事務所に事前に相談してください。
・ 本邦へ機材を返送する際には、荷受人(コンサイニー)は研究代表所属機関(あるいは共同研究機関)とします。現地通関で本邦輸出時のインボイスに返送機材の旨(例:RETURN GOODS)の記載が必要となることがあります。また、日本の税関において、本邦輸出時の輸出許可通知書やインボイスやパッキングリストを求められる場合もあります。

(2)経費の取り扱い

研究代表機関が同機関の関連規程に則って仕向地までの輸送を一貫して行う場合

⇒ 輸送にかかる必要経費(保険料を含む)を事業契約経費に含めて計上し研究代表機関において支出します。

本邦研究機関からJICA指定の国内倉庫までの輸送(輸出梱包済み)を研究代表機関が手続きを行い、JICA指定の国内倉庫から仕向地までの輸送をJICAが行う場合

⇒ 本邦研究機関からJICA指定の国内倉庫までの輸送にかかる必要経費(保険料を含む)を事業契約経費に含めて計上し研究代表機関において支出します。

・ JICA指定の国内倉庫から仕向地までに係る経費はJICAにて支出するため、事業契約で計上する必要はありません。
・ 在外研究員が自らの研究のために占有使用し、プロジェクト終了後も引き続き保有を予定する資機材は、当該資機材がSATREPSのプロジェクトサイトに持ち込まれるものであってもJICAが経費負担を行う対象外となります。(SATREPSの研究で使用しない機材、私物等は、エクセスも含め輸送費をJICAでは支払えません。)これらについては、当該資機材購入のための経費を支出した各機関の定めに従って適切に管理してください。

機材返送時

返送機材の輸送費(保険料含む)は、「在外事業強化費(通信運搬費)」より支出します(後述「5-3-7 機材返送時」参照)。

(3)相手国側に譲渡する場合

・ 通常、JICAが所有する機材をプロジェクト終了後に相手国側に譲渡する場合は、相手国側からの要請を確認したうえで譲渡を承認、先方政府より受領書を取り付け、所有権を移転します。
・ ここで定める輸送機材は本邦研究機関所有の機材であるため、譲渡時の手続きについてJICAが具体的に指定するものではありませんが、上記のJICA手続きも参考のうえ、各研

究機関において所有権の移転の手続きを円滑に行ってください。

⑷共同研究機関所有の機材を輸送する場合

- 研究代表機関に限らず、共同研究機関が所有する機材を輸送機材とすることも可能ですが、その場合でも、経費の支出に際してはJICAより研究代表機関に支払われている事業契約経費より同機関の定めに従って支出します。
- 共同研究機関が研究代表機関に替わって一連の手続きを行う場合も研究代表機関の関連規程に則って手続きを行い、事業契約経費より経費を支出します。
- なお、必要に応じて、研究代表機関と当該機材を所有する共同研究機関との間で、プロジェクトにおける当該機材の取り扱い等にかかる合意文書を取り交わします。

1-5 機材の所有権と管理責任

SATREPSにおける供与機材及び輸送機材の所有権や危険負担の考え方は次のとおりです。

1-5-1 供与機材についての考え方

⑴ 所有権

供与機材は、ODA経費にて購入し、仕向地に到着後、相手国政府の関係当局に引き渡された時点で相手国政府に所有権が移転するものであるため、本邦における機材購入から仕向地到着まではJICA、仕向地到着後は相手国政府が所有権を有することとなります。研究代表機関が機材購入を行う場合も、仕向地到着までの所有権はJICAにあります。

なお、現地調達の場合は、機材の所有権は、検収が終了した後速やかにJICAより相手国政府に移転します。機材の検収は、JICA在外事務所が調達を行った場合はJICA在外事務所、研究代表機関が調達を行った場合は研究代表機関がそれぞれ行います。

⑵危険負担

万一、機材の輸送中に破損や紛失等が生じた場合、当事者のいずれにも過失がない場合はこの責任を危険負担といいます。SATREPSに関しては、供与機材の危険負担責任は、供与機材の所有権が相手国へ移転するまでの期間は、保険等で付保されない限度において、機構が負うものとし、相手国政府へ所有権が移転した以降は原則として相手国政府が負います。ただし、大学の故意又は重大な過失により相手国に供与機材の引渡しができなくなった場合又は供与機材に損害が生じた場合は大学が責任を負っていただきます。

⑶保険求償等の手続き

機材の輸送に関しては、必ず保険を付保します。機材輸送中に万一破損・盗難等があった場合、修理や求償等の手続きは、同期間中の輸送にかかる付保手続きを行った機関が以下のとおり行います。

1） 研究代表機関が購入／輸送を一貫して行う場合

購入及び輸送を担う研究代表機関が付保を行うため、購入してから現地（プロジェクトサイト）に到着するまでの間に破損・盗難等を生じた場合は、研究代表機関が求償手続きを行いその保険の範囲内で対応します。

2） JICAが購入／輸送を一貫して行う場合

購入及び輸送を担うJICAが付保[5]を行うため、購入してから輸出先国で開梱・検収する場所までの間に破損・盗難等を生じた場合は、JICAが求償手続きを行いその保険の範囲内で対応します。

3） 研究代表機関が購入しJICAが輸送を行う場合

JICA指定の国内倉庫までの輸送（輸出梱包済み）については研究代表機関が付保を行うため、購入してから同倉庫に到着するまでの間に破損・盗難等を生じた場合は、研究代表機関が求償手続きを行いその保険の範囲内で対応します。

その後、上記国内倉庫から輸出先国で開梱・検収する場所までの間についてはJICAが付保を行うため、その間に生じた破損・盗難等に関しては、同様にJICAが求償手続きを行いその保険の範囲内で対応します。

なお、JICAが輸送を行う場合、保険は、仕向地[6]までではなく念のためプロジェクトサイトまで付保しており、輸送途中で機材が開梱された場合であっても、プロジェクトサイトで検収するまでカバーされます。プロジェクトサイトが複数に分かれる場合には、保険付保時に申請する必要があるため、研究代表機関は、予めJICA調達部に連絡してください。

また、仕向地到着後はすぐに当該機材の所有権が相手国側に移転されるため、その後の管理責任は一貫して相手国側が担います。物品管理上の責任に加え、プロジェクト使用期間中に万一破損・盗難等があった場合の必要経費の措置も、原則として相手国側が担うことになります。相手国実施機関が複数ある場合は、機材の設置場所に加え、プロジェクト実施中の管理責任やプロジェクト終了後の帰属についても予め明確にし、関係者間で共通の認識を持つようにしてください。

(4)留意点

供与機材の場合、研究代表機関又はJICAが輸送の手配を行うのは仕向地の港あるいは空港までとなります。港あるいは空港からプロジェクトサイトまでの輸送については、相手国実施機関と予め協議のうえ決定しておく必要があります。なお、内陸国の場合は最終仕向地(プロジェクトサイト)まで輸送します。

---

[5] 保険付保期間は、航空輸送の場合 30 日間、海上輸送の場合 90 日間（+内陸輸送 30 日間）。

[6] 相手国の港（内陸国の場合は、近隣国の港から当該国までの陸送）あるいは空港

供与機材の所有権と危険負担(本邦調達の場合)

【注意点】

供与機材を本邦で研究代表機関が購入しJICAが輸送する場合、検収はいつ誰が行うのか。

- 購入は研究代表機関が行うため、検収も研究代表機関が行います。
- 研究代表機関は、検収した機材を海外輸出用に梱包した上で、JICA指定の国内倉庫までの輸送を負担します。同倉庫では、いったん海外輸出用に梱包された機材を開梱することはできないため、研究代表機関は、同倉庫に輸送する前に検収を行う必要があります。検収は、商社やメーカーの倉庫で、海外輸出用に梱包する前に行われるのが一般的です。
- なお、検収後は、機材リストと梱包内容を必ず一致させ、危険品や温度管理品がある場合には混在しないよう梱包を分けるようにしてください。

1-5-2 輸送機材についての考え方

(1)所有権

輸送機材は、本邦研究機関(研究代表機関及び共同研究機関の双方を含む)で所有している機材を相手国に輸送し、共同研究のために相手国側研究者と一緒に活用するものであるため、その所有権は、国内輸送からプロジェクト終了に至るまで一貫して本邦研究機関が有します。

(2)危険負担

万一、機材の輸送中に破損や紛失等が生じた場合、当事者のいずれにも過失がない場合はこの責任を危険負担といいます。国内輸送からプロジェクト終了後の返送に至るまで、一貫して当該機材を所有する本邦研究機関が担います。

(3)求償等の手続き

機材の輸送に関しては、必ず保険を付保します。機材輸送中に万一破損・盗難等があった場合は、供与機材の場合と同様、修理や求償等の手続きは、同期間中の輸送にかかる付保手続きを行った機関が以下のとおり行います。

1) 本邦研究機関が現地(プロジェクトサイト)まで一貫して輸送する場合

輸送を担う本邦研究機関が付保を行うため、現地(プロジェクトサイト)に到着するまでの間に破損・盗難等を生じた場合は、本邦研究機関が求償手続きを行い、その保険の範囲内で対応します。

2) 本邦研究機関が国内倉庫まで、JICAが国内倉庫から仕向地まで輸送する場合

JICA指定の国内倉庫までの輸送（輸出梱包済み）については本邦研究機関が付保を行うため、本邦研究機関からJICA指定の国内倉庫に到着するまでの間に破損・盗難等を生じた場合は、本邦研究機関が求償手続きを行いその保険の範囲内で対応します。

その後、同倉庫から輸出先国で開梱・検収する場所までの間についてはJICAが付保を行うため、その間に生じた破損・盗難等に関しては、JICAが求償手続きを行いその保険の範囲内で対応します。

なお、JICAが輸送を行う場合は、プロジェクトサイトまでの保険を付保しており、途中で機材を開梱した場合であっても、プロジェクトサイトで検収するまでカバーされます。プロジェクトサイトが複数に分かれる場合には、保険付保時に申請する必要があるため、研究代表機関は、予めJICA調達部に連絡してください。

また、プロジェクト期間中の機材の管理については、当該機材を所有する本邦研究機関が責任を持ちます。しかしながら、SATREPSにおいては、在外研究員(JICA専門家)が必ずしも長期滞在しない案件も多いことから、例えば在外研究員が不在の間は共同使用者である相手国実施機関にその管理を委任する等、相手国実施機関と本邦研究機関との間で必ず対応を決めておくようにしてください。また、万一破損・盗難等があった場合の必要経費の措置は、原則として当該機材を所有する本邦研究機関が行います。

(4)留意点

輸送機材の相手国への輸送をJICAが担う場合、輸送の手配を行うのは仕向地[7]までとなります。港あるいは空港からプロジェクトサイトまでの輸送については、相手国実施機関と予め協議のうえ決定しておく必要があります。なお、内陸国の場合は最終仕向地(プロジェクトサイト)まで輸送します。

---

[7]相手国の港（内陸国の場合は、近隣国の港から当該国までの陸送）あるいは空港

輸送機材の所有権と危険負担

第2章　供与機材①
（研究代表機関が機材の購入／輸送を一貫して行う場合）

研究代表機関が機材を購入し、現地(プロジェクトサイト)までの輸送を一貫して担う場合、研究代表機関は、基本的にこれらの手続きを同機関の関連規程に基づいて行うこととなります。JICAは、参考情報の提供や輸出先国における免税通関手続きの支援等を行います。

研究代表機関は、以下の役割分担、手続きの流れ、留意すべきポイント等を参考にしながら調達手続きを行ってください。

2-1　役割分担について

研究代表機関、プロジェクト担当部、JICA調達部の役割分担は以下のとおりです。手続きの詳細は、後述の「2-2　手続きの流れ」を参照してください。

研究代表機関 **(輸出責任者)**	輸出予定の機材に関し、輸出規制、輸出可否の調査を行う。必要に応じて自身で輸出可否の判定を行う。 輸出貿易管理令該当品を輸出する場合、経済産業省へ輸出許可申請を行う。
	研究代表機関の規程に則って、機材納入業者、輸送業者を選定し、輸出入に必要な手続きについて指示を行う（**機材納入業者に輸送業務を契約業務とし一括して業務を委託することも可能**）。
JICA プロジェクト 担当部	研究代表機関から申請された機材を確認し、機材の購入及び輸送にかかる経費が年次計画に計上されていることを確認する。
	輸出先国での免税通関に必要な R/D 写し等を研究代表機関に提供する。
	研究代表機関から提出された輸送書類一式を JICA 在外事務所に送付する（JICA 在外事務所は免税輸入通関手続きを支援する。通関手続きの主体は、コンサイニーである。）
JICA 調達部	輸出先国における免税通関に関する情報を、JICA プロジェクト担当部を通じて研究代表機関に提供する。

2-2　手続きの流れ

主な手続きの流れは以下のとおりです。

STEP1　対象機材の確認

JICA プロジェクト担当部

(1)　JICA プロジェクト担当部は、研究代表機関と合意した年次計画に基づき、実施計画書を作成・決裁した後、「研究代表機関が機材の購入/輸送を一貫して行う場合」に該当する機材の有無と必要な手続きを研究代表機関と確認します。

(2) JICA プロジェクト担当部は、輸出先国における免税通関に必要な手続きや所要時間、必要に応じて、注意事項や参考例等の情報をJICA調達部に確認し、研究代表機関に提供します。

STEP2 事前確認

研究代表機関

(1) 研究代表機関は、以下のとおり、輸出の可否や制約の有無を調査します。特に、研究代表機関は、輸出貿易管理令の規制品（米国製品がある場合には米国輸出規制品）の有無について十分に確認してください（詳しくは「2-3-1 輸出規制」を参照）。

・「用途・需要者チェックリスト」(様式 10)を参考に「用途・需要者の情報」をチェックし、機材供与先が輸出貿易管理法上輸出先として問題が無いことを確認します。

・「契約業者又は購入元が報告すべき事項」(様式 13)を参考に購入予定先から機材についての情報を取り付けます(輸出貿易管理令に該当するか否か、化学品についての(製品)安全データシート((M)SDS)[8]、危険品・温度管理品に該当するか否か、重量・容積等)。

・機材によっては安全性、重量・形状などの理由により輸送方法に制約があったり、輸送できない場合があります。航空輸送、海上輸送に関わらず、上記情報を輸送会社に伝えて必ず全機材につき搭載確認を行ってください。その他、相手国での輸入規制の有無を確認します。

(2)機材の購入元より輸出貿易管理令非該当証明書[9]又は該非判定書(項目別対比表、パラメーターシート)[10]を取り付けて輸出貿易管理令に該当の有無を確認します。研究代表機関が製作・加工した機材などは、研究代表機関自身が作成する必要があります。作成にあたっては、必要に応じ、経済産業省に相談の上慎重に作成します。

非該当証明書(参考様式) http://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply04.html

---

[8] 化学物質等安全データシートまた、(製品)安全データシート((Material) Safety Data Sheet)。化学物質の成分や性質、毒性、取り扱い方などに関する情報を記載したもの。化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)に基づいて、特定の化学物質を含む製品をほかの事業者に出荷するときに、事前に(M)SDS を提示することが義務づけられている。

[9]輸出する際に必ず必要な書類ではなく、必要か否かは輸出する商品によって異なる。規制される商品は主に核兵器等の兵器開発、製造、使用、加工に用いられる(または可能性の高い)機材で、国際的な安全管理を目的として輸出や非居住者への提供について管理を実施している。該当貨物で輸出が必要な場合は、別途輸出許可の書類が必要となる。″非該当″の場合は税関申請書類と共に″非該当証明″を提出することで税関に対して″該当商品ではないこと″を明示でき、スムーズな輸出通関が可能となる。精度に関して税関職員は関知しないので、製造メーカー側で精度を記載し、経済産業省側で定めた基準を超えていない旨を明確にし、基準を超えていない(すなわち非該当である)ことを申告し許可を得たうえで、輸出者に対し非該当証明を発行する。

[10] 輸出に際し、当該貨物が輸出貿易管理例別表第1(武器・大量破壊兵器関連)に抵触する恐れのある場合に使用する判定用紙。

(3) 輸出貿易管理令に該当する、あるいは該当する可能性がある場合は、経済産業省に輸出許可を申請します。許可が下りることを確認してから購入手続きに入ってください。

STEP3 機材購入

研究代表機関

(1) 研究代表機関の定める関連規程に則り、機材を購入・輸送します。機材購入・輸送契約のパターンは様々に想定されますが、代表的なものは下記の通りです。
   ① 機材納入・輸送・輸送保険を一括して行う業者を選定する。輸出者は機材納入業者となる。
   ② 機材納入業者・輸送業者・輸送保険会社を別々に選定する。輸出者は研究代表機関となる。
   ③ 機材納入と輸送を一括して行う業者を選定し、輸送保険会社のみ別途契約する。輸出者は機材納入業者となる。

(2) いずれの場合も、業者に対し、輸出入にかかる規制の確認や必要書類の作成の指示を詳細に行うことが重要です。

【輸送依頼時の注意事項】
- 輸入時に、輸入許可書や原産地証明書、領事査証、また、木枠梱包の場合は熱処理証明書（燻蒸証明書）等の書類が必要となる国があるので、研究代表機関は、予め確認してください。
- 原産地証明書は、原産地が日本の場合は、商工会議所で取得しますが、原産地が海外の場合は、どのように入手したかを証明する入手経路証明書を作成する必要があります。研究代表機関が輸出者となる場合には、購入先から入手経路の情報を入手のうえ、入手経路証明書を作成します。

STEP4 輸送・引取り

研究代表機関

(1) 日本から機材を輸出するにあたって必ず輸出通関手続きが必要です。研究代表機関は、輸出通関手続きを輸送業者等に委託することができます。機材納入と輸送を一括して行うよう業者を選定した場合には、契約業者が輸出通関手続きを行います。

(2) 輸送業者が作成した輸送書類(AirWayBill、B/L 等)及び STEP3 の(2)で輸入時に必要とされる書類は、輸送先での機材受け取りに必要になります。研究代表機関は、JICA プロジェクト担当部から JICA 在外事務所を通じて相手国実施機関に送付します。JICA 在外事務所は必要に応じて免税輸入通関手続きにつき、相手国実施機関を支援します。機材が到着した時点で免税通関手続きが終了していない場合、すぐに引き取ることができず保管料が

課せられることがあるため注意が必要です。(保管料は、JICA 経費で支出不可)

(3) 荷受人(通常は相手国実施機関)は、機材が到着する前に輸出先国での免税通関手続きを行います。免税通関手続きには通常 2 週間以上を要するので、機材は免税通関手続きが終わってから到着するよう輸送便を手配する必要があります。研究代表機関は、免税通関手続きに必要な書類や免税手続き期間は国ごとに異なるのであらかじめ JICA から得た情報に基づき、業者に指示します。

JICA プロジェクト担当部

(1) JICA プロジェクト担当部は、免税通関手続き等について研究代表機関より照会があった場合には、JICA 調達部に確認のうえ速やかに情報を提供します。

(2) JICA プロジェクト担当部は、研究代表機関から受領した輸送書類(AirWayBill、B/L 等)を JICA 在外事務所に送付し、側面支援依頼を行います。(機材の免税輸入通関引き取り手続きは相手国政府が行いますが、プロジェクトの業務調整員がそれを促進し、必要に応じて JICA 在外事務所も情報提供、相手国政府への働きかけ等の側面支援をします。)

2-3 留意すべきポイント

2-3-1 輸出規制

(1) 輸出貿易管理令

【該非判定】

- SATREPS の場合、高額で専門性の高い機材が多く、輸出規制に該当する機材が含まれる可能性が高いため、全機材に関し輸出の可否を判定することが必要です。
- 法令に基づき問題なく安全に輸出するためには、全機材につきメーカー又は購入元から、輸出貿易管理令非該当証明書又は該非判定書(項目別対比表、パラメーターシート)の取り付けが必要となります。
- メーカーや購入元が該非判定を行わない場合は、研究代表機関自身が判定する必要があります。必要ならば、経済産業省窓口に相談の上、慎重に判定を行ってください。対象となる機材が、国内販売品で輸出を想定していない場合には、該非判定書が取り付けられない場合があります。
- 新規購入するのではなく既存の機材を輸送する場合も、新品を購入した場合と同様に、購入元やメーカーに輸出貿易管理令その他の確認を依頼する必要があります。
- 研究代表機関が製作した機材の場合には、部品についても輸出貿易管理令に基づく非該当証明書や該非判定書を購入元やメーカーから取り付ける他に、製作した製品が輸出貿易管理令に該当するか否かの判断を、研究代表機関自身が行う必要があります。該非判定は、政省令に規定する技術的仕様と、貨物・技術の具体的な仕様とを比較し、その該当性を確認することにより行います。

過去の事例
メーカーは国内販売の経験しかなかったため、輸出貿易管理令について認識しておらず、該非判定書の提出を拒否した。そのため、研究代表機関が、政省令に規定する技術的仕様と、貨物・技術の具体的な仕様とを比較し、その該当性を確認した。
【参照】
安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)改訂版
Ⅲ機微技術管理における管理の手順
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/bouekikanri/daigaku/kibigijyutukanrigaidansu.pdf#search='http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/bouekikanri/daigaku

【該当品の輸出許可申請】

- 輸出貿易管理令に該当する機材の場合は、経済産業省への輸出許可申請が必要となります。STEP3(1)①の場合は研究代表機関が輸出者として許可申請を行います。②、③の場合は契約業者が輸出者として許可申請を行います。許可が下りるか否か、また結論が出るまでの所要時間は機材ごとに異なります。
- 輸出管理令該当品を非該当と申告したり、輸出規制に該当する機材であるにも関わらず許可を得ずに輸出した、あるいは輸出しようとしたことが発覚した場合は輸出者が全責任を負うこととなり、輸出者は 10 年以下の懲役や罰金加えて行政罰が課せられる可能性がありますので、法令遵守を十分に意識してください。

(2)米国再輸出規制[11]/EAR(米国法)

米国製の製品、部品、技術、ソフトウェアが、米国から輸出された後に、第三国に再輸出される場合、仕向地、使用者、輸出貨物・提供技術の種類、米国製品や技術の全体の輸出に対する比率等により米国法の規制を受けます。つまり、一度米国から輸出されたものが、その後、輸出先から第三国向けに再輸出される場合、米国からの直接輸出が規制されていれば、再輸出においても同等の規制を受けることになります。米国再輸出規制を避けるため、米国製品を含まない機材の選定も考慮してください。米国製の製品を調達する必要がある場合には、米国製の製品が規制対象かどうかについて、購入先やメーカー等から必要な情報を入手し、注意して判断します。特に、再輸出規制基準の厳しい、キューバ、イラン、シリア、スーダン向けの輸出は特に注意が必要です。

(参考:http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/index.html)

[11] 米国商務省産業安全保障局が管轄している法律。米国から Dual-Use(軍事用に転用可能な二重用途品)のアイテム(貨物「汎用品」、ソフトウエア、技術)を海外に輸出するときに適用される。
また、米国以外の国から第三国へ再輸出される時にも適用される。従って、これらの規制製品および製品に関わる技術を輸出または提供する場合、輸出者は米国政府の許可が必要となる。
(出典:JETRO「米国原産品または米国原産品を含む製品を日本から再輸出する際の EAR の規制および再輸出許可申請方法」＜http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/qa/01/04A-020135＞)

【再輸出に関するEAR規制対象品目】

EAR規制対象品目(Items subject to EAR)は次に挙げる3つ。

(1)米国国外に在るすべての米国原産品目

(2)米国原産品目を組み込んだ非米国産の品目

(3)特定の地域を仕向地とする「直接製品(米国原産の技術、ソフトウェアを直接使用して米国外で作られた製品(immediate product)を指します)」や、「直接製品」に分類される工場において生産された製品。(3)は、テロ支援国家など、特定の輸出先に対する規制条項である。

上記(2)は更に次の4つに分かれる。

a. 輸出規制リスト(Commerce Control List:CCL)に該当する米国原産品が組込まれた(incorporated)外国製品

b. CCLに該当する米国原産のソフトウェアが組込まれた(bundled)外国製品

c. CCLに該当する米国原産のソフトウェアが組込まれた(commingled)外国製のソフトウェア

d. CCLに該当する米国原産の技術が組込まれた(commingled)外国製技術

(2)のうち、外国製貨物に組込まれた米国原産品の割合がその価値において、予め設定されたデミニマスレベル(最低限レベル)を超えない場合には、一部の製品を除いて、当該外国製品はEARの規制対象外となる。設定されるデミニマスレベルは、輸出先によって異なる。

2-3-2　搭載確認

- 機材の種類によっては、航空機や船舶に搭載できるか否かの確認が必要となるものがあります。試薬、液体物、電池(バッテリー)等は、成分表や製品安全データシート ((M)SDS)を予め輸送業者へ提出して、航空会社や船会社に搭載可能かどうかの確認を行ってください。また、航空輸送の場合は、大型機材や長尺物についても、縦横高さ及び重量についての情報を購入元やメーカーから取り付け、航空会社に搭載可能かどうか確認を行う必要があります。
- 搭載確認においては、上記の他、機材の詳細に関する資料として、概要及び用途が分かるもの、カタログや取扱説明書等の提出が求められるケースもあります。
- 搭載確認は必ず購入前に行う必要があります。搭載不可と判断されたものについては輸送ができないため、現地で調達手配を行う、あるいは輸送可能な代替品を選定する等の代替手段を関係者間で検討することになります。

過去の事例

【その1】(トランシーバー付属バッテリー充電器、赤外線センサーカメラ)

輸出貿易管理令非該当証明書、製品安全データシート(MSDS)を取り付けることができず輸送機材から削除した。

【その2】

機材リスト上では、輸出可能の判定がされたが、JICA指定の国内倉庫へ機材搬入後、機材の写真で該非判定書が必要な機材と判断され、輸送業者より提出を求められた。研究代表機関はメーカーに提出の依頼をしたが、メーカーからの提出に時間を要したため、当初の輸送スケジュールに遅れが生じた。

【その3】
機材リストに記載されていない機材が、JICA指定の国内倉庫へ搬入された。改めて、輸出貿易非該当証明書を取り付け、搭載確認を行ったので、輸送スケジュールが後ろにずれ込んだ。

2-3-3 輸出梱包

・ SATREPS では高額かつ精密な機材が多いため、輸出梱包は原則納入業者やメーカーが責任を持って行うよう、研究代表機関が発注する際には契約業務に含めることにしてください。研究代表機関が、輸出梱包を契約業務に含める際には、以下の点に留意してください。

① 予め契約業者又は購入元に一定の梱包条件に基づいて、梱包を施し、ケースマークも外装に貼るように、指示します。参考までに、JICA で手続きを行う場合に設けている梱包条件は「別紙 3 梱包条件書」のとおりです。

② 契約業者又は購入元は、貨物の正味重量(Net Weight)(除く梱包重量)及び総重量(Gross Weight)(含む梱包重量)が記載されているパッキングリストを作成します。

③ 機材リストに記載のない機材を同梱し、輸送書類(インボイス、パッキングリスト)に記載されていないことが税関において発覚した場合は、虚偽の申告となり刑罰の対象となることもありますので、十分に注意してください。

④ 輸出用木材梱包材について、輸出先国における植物検疫措置に対応するためには、植物検疫措置に関する国際基準 No.15「国際貿易における木材梱包材の規則」(以下「国際基準」という。)に則って適切な措置(熱処理、燻蒸処理)及び表示等を行うことが求められるようになってきています[12]。海外用木枠梱包を施す場合は、国際基準に則った適切な対応をしてください。国によっては、熱処理証明書(燻蒸証明書)が無ければ、免税手続きができないことがありますので注意してください。

⑤ 梱包の一部に木材が使用されている場合においても、熱処理証明書(燻蒸証明書)が必要になるので、注意してください。

過去の事例

【その1】
購入元と輸出梱包までの売買契約をしたが、購入元は海外に輸出した経験がなかったため、ケースマークを貼るのを忘れていた。

【その2】
ダンボール梱包の一部に木製パレットが使用されていたが、熱処理証明書(燻蒸証明書)が取り付けられなかった。木製パレットを取り外すことが可能だったので、取り外して輸送をした。

[12] 参考 URL：植物検疫所 http://www.maff.go.jp/pps/j/konpozai/index.html、社団法人全国植物検疫所 http:// http://www.zenshoku-kyo.or.jp/

2-3-4　免税通関手続き

- 通常の商業輸入と異なり、機材供与については、輸出先国における輸入関税が免除されます。免税通関のために必要な書類、手続き所要期間は国によって異なるため、あらかじめJICAプロジェクト担当部を通じてJICAの通関情報を確認するようにしてください。
- <u>通関書類上の輸出者は、「(輸出者名) on behalf of JICA 」としてください。これは、輸出者が研究代表機関である場合も、機材納入業者である場合も同様です</u>。

第3章　供与機材②
（JICAが機材の購入／輸送を一貫して行う場合）

JICAが機材を本邦で購入し仕向地[13]までの輸送を一貫して担う場合は、JICAの関連規程に基づいて行うこととなります。

なお、JICAが輸送の手配を行うのは相手国の港あるいは空港までであり、港あるいは空港からプロジェクトサイトまでの輸送については、相手国政府(実施機関)、研究代表機関、JICA(在外事務所、プロジェクト担当部)との間で予め協議のうえ決定しておく必要があります。

研究代表機関は、以下の概要、役割分担、手続きの流れ、留意すべきポイント等を参考に機材調達計画を立ててください。(別紙1-1及び1-2の「手続きフローチャート」、別紙2の「標準調達スケジュール」も参照してください。)

3-1　概要

JICAが本邦で購入し仕向地までの輸送を一貫して担う機材は、JICA機材調達の「本邦調達購送機材」として取り扱います。

JICA会計規程により、契約予定金額160万円超の場合は一般競争入札で調達し、160万以下は見積競争[14]で購入手続きを行います。

また、輸送方法については、基本的に契約予定金額160万円超の機材は海上輸送とし、160万円以下は航空輸送とします。契約予定金額160万円超の機材について航空輸送とする場合は、空送理由書が必要となります。

3-2　役割分担について

研究代表機関、JICAプロジェクト担当部の役割分担は以下のとおりです。手続きの詳細は、後述の「3-3　手続きの流れ」を参照してください。

研究代表機関	JICA プロジェクト担当部に購送依頼に必要な書類を提出する。 (契約予定金額 160 万円以下、契約予定金額 160 万円超で書類が異なる)
	JICA 調達部(又は仕様書作成業務委託先)からの機材仕様等の問い合わせに回答する。
	【160 万円超の場合】最終仕様書の確認を行う(又は仕様書作成を行う)。
	機材の現地到着時にJICA 在外事務所とともに検収を行う。輸送損害があれば輸送損害報告書を作成し、JICA 在外事務所(又は JICA プロジェクト担当部)を通じて JICA 調達部に提出する。

[13] 相手国の港（内陸国の場合は、近隣国の港から当該国までの陸送）あるいは空港

[14] JICA では、見積り合わせのうち、「見積依頼書において価格競争であることの明示と見積提出期限の設定を行い、提出期限後に封かんされた見積書を一斉開封して、有利な価格を提示した業者の順に契約交渉を行い、契約相手方を決定する方式」を見積競争と呼んでいます。

JICA プロジェクト担当部	研究代表機関から申請された購入機材リストを査定し、機材の購入及び輸送にかかる経費が年次計画に計上されていることを確認する。
	JICA 調達部へ購送請求書を提出する。
	輸出貿易管理令該当品を輸出する場合、JICA 調達部へ輸出許可申請に必要な書類の提出を行う。
	研究代表機関、JICA 調達部との調整を行う。

3-3　手続きの流れ【契約予定金額160万円超：一般競争入札による調達】

JICA が調達するのは原則、JICA が仕様書を作成できるものとし下記の⑴の場合とします。下記⑵の研究代表機関が仕様書を作成する場合については、JICA で仕様書の妥当性を判断できるときには JICA 調達部が調達しますが、JICA で仕様書の妥当性を判断することが難しい場合には、代表研究機関が調達してください。

（1）仕様書作成及び購送をJICA調達部に業務依頼する。
　⇒JICA調達部が作成する仕様書に基づき、購入手続き及び輸送を行う。
（2）購送のみをJICA調達部に業務依頼する。
　⇒研究代表機関が作成する仕様書に基づき、購入手続き及び輸送を行う。

（仕様書作成）

上記⑴の場合、JICA は仕様書作成業務を外部委託により実施していますが、国内調査の範囲で作成できる仕様書を作成するものであり、基本的にはカタログがある機材の仕様書作成となります。現地調査を必要とするシステム機材、施工を伴う機材、高度な研究機材は仕様書を作成できない場合があります。これらの機材に該当する場合、JICA 調達部による仕様書作成が可能か、JICA プロジェクト担当部より JICA 調達部に確認を行います。

（輸出が困難な機材の取扱い）

輸出貿易管理令該当品、危険品や温度管理品等、調達・輸送が困難となることが予想される場合は、この時点において、輸出貿易管理令該当品は、経済産業省に輸出許可申請の検討、また危険品や温度管理品等は、現地調達への可能性を検討することになります。

なお、JICA では、輸出貿易管理令該当品として経済産業省が不承認とした資機材等の同等仕様品は、現地調達することもできません。

STEP1　対象機材の確認

JICA プロジェクト担当部

⑴ JICA プロジェクト担当部は、、研究代表機関と合意した年次計画に基づき、実施計画書を作成・決裁した後、「JICA が購入し JICA が輸送する場合」に該当する機材の有無と必要な手続きを研究代表機関と確認します。該当する機材がある場合には、研究代表機関に対

し、仕様書を研究代表機関と JICA 調達部(又は仕様書作成業務委託先)のどちらで作成するかを研究代表機関と協議のうえ決定します。

JICA 調達部で購送手続を行う場合、JICA プロジェクト担当部及び研究代表機関とで準備する書類は次表のとおりです。

≪仕様書作成及び購送をJICA調達部が行う場合≫

◎書類作成主担当　○書類作成副担当

提出書類 (冒頭括弧内は本マニュアル添付の様式番号)	案件担当部	研究代表機関	書類の概要
(様式2) 輸送情報シート	○	◎	シッピングマーク、提出資料(取扱説明書等)、特記事項、輸送についての必要情報を漏れなく記載する。
(様式3) 機材総合情報シート	○	◎	機材の仕様を決定する際に必要な、研究代表機関サイトにおける使用環境等についての情報を記載する。(電圧、水質、ガス、燃料、単位系)
(様式4) 参考銘柄情報シート	○	◎	調達機材の仕様を作成するために必要な個々の機材の情報を記載する。(機材名、メーカー、参考銘柄型番、主な仕様、特別付属品、同等品、数量、価格等)
(様式10) 用途・需要者チェックリスト	○	◎	輸出貿易管理令のキャッチオール規制に該当するかどうかの判断基準となるもので、実施機関の外国ユーザーリストへの掲載有無、機材用途として武器転用などがないことを確認する。
(様式6) 銘柄指定書(必要に応じ)	◎	○	特定銘柄を指定して調達を行う場合、その理由を記載する。JICAの銘柄指定要件に合致しなければならない。
(様式16) 空送理由書(必要に応じ)	◎	○	航空輸送を希望する場合、理由を記載する。 (例:海上輸送の振動に弱い精密機材、機材量が少量等)

≪購送のみをJICA調達部が行う場合≫

◎書類作成主担当　〇書類作成副担当

提出書類 (冒頭括弧内は本マニュアル添付の様式番号)	案件担当部	研究代表機関	書類の概要
(様式5) 機材仕様明細書	−	◎	競争性のある要求仕様、参考銘柄2社分、構成を記載する。
(様式10) 用途・需要者チェックリスト	〇	◎	輸出貿易管理令のキャッチオール規制に該当するかどうかの判断基準となるもので、実施機関の外国ユーザーリストへの掲載有無、機材用途として武器転用などがないことを確認する。
(様式6) 銘柄指定書(必要に応じ)	◎	〇	特定銘柄を指定して調達を行う場合、その理由を記載する。JICAの銘柄指定要件に合致しなければならない。
(様式16) 空送理由書(必要に応じ)	◎	〇	航空輸送を希望する場合、理由を記載する。 (例:海上輸送の振動に弱い精密機材、機材量が少量で海送との価格差がない等)

なお、機材の申請にあたっては、以下の点に留意してください。

【重要:機材申請上の留意点】

- 機材の選定に際しては、現地の既存機材との整合性、修理部品の入手可能性、使用環境等を考慮して、申請する。
- JICA の手続きでは、原則として特定の機種(メーカー)を指定し購入することはできない。「購送機材リスト」のメーカー・型式はあくまで参考銘柄であり、同等品と認められれば申請の機種以外の機材を購入することもある。同等品かどうかは、仕様欄に記載の内容を中心として判断するので、必要な仕様については必ず記載する。
- なお、以下にあげる要件を満たし、JICA が必要と認めた場合は、特定機種の指定(銘柄指定)ができる。銘柄指定をおこなう必要のあるときは、「銘柄指定理由書」を作成する。

　＜銘柄指定の要件＞

　A 特許、工業所有権等を所有する製造業者から当該特許、工業所有権等に係る機材を購入する場合

　B 付属品、スペアパーツ、運動機材等、既に送付した機材との整合性を重視すべき場合

　C アフターサービス等の点において著しく有利な条件がある場合

　D 機材受入れ先におる当該機材の主たる使用者(相手国カウンターパート)が、当該機材の取扱いに習熟しており、他機種への換を行った合、著しく困難が予される場合

STEP2　事前確認

JICA プロジェクト担当部

(1)　JICA プロジェクト担当部は、研究代表機関から提出された書類を確認し、精査します。研究代表機関から必要情報を聴取します。

(2)　JICA プロジェクト担当部は、技師派遣や据付工事を必要とする案件では、研究代表機関から業務指示内容に係る諸条件を聴取します。

研究代表機関

(1) 研究代表機関は、必要書類をJICAプロジェクト担当部へ提出します。提出書類の準備にあたっては、「購送請求関係書類の作成時の留意事項」(別紙4)を参照して作成してください。作成方法などで不明点があれば、JICAプロジェクト担当部に照会してください。

(2) 研究代表機関が仕様書を作成する場合、仕様書は、JICA公共調達の3原則である「公正性」、「競争性」、及び「透明性」に照らして問題の生じない内容とする必要があることに留意してください。つまり、必要な機能・性能を有する機材が、合理的経済的な値段で購入できるように、当該機材に必要な諸条件が洩れなく記載されており、必要以上の条件が指定されておらず、また価格競争の余地が十分あり、2種類以上の銘柄が選択可能である内容としてください(原則1機材に対して2種類の参考銘柄を掲げるようにしてください。)。

(3) 据付技師派遣や据付工事を必要とする案件では、研究代表機関は、業務指示書(TOR)作成に必要な情報をJICAプロジェクト担当部に提供してください。

STEP3　機材選定

研究代表機関

(1)　研究代表機関は、メーカーや商社から照会事項が発生し、JICA 調達部(又は仕様書作成業務委託先)から機材に関する問い合わせがあった場合は、JICA 調達部(又は仕様書作成業務委託先)へ速やかに回答してください。

(2)　(仕様書作成を JICA 調達部が行う場合)研究代表機関は、JICA 調達部が作成した仕様書の最終確認を行います。研究代表機関が作成する仕様書についても JICA 調達部が修正を行うことがあるため、仕様書の最終確認が必要となります。

STEP4　輸送・引取り

荷受人(コンサイニー)

(1) 荷受人は、輸送先国での免税通関手続きを行います。一般的に、免税通関手続きには 2週間以上を要するので留意してください。機材が到着した時点で免税通関手続きが終了していない場合、すぐに引き取ることができず保管料が課せられます。なお、JICA 調達部では、輸送先国での免税通関手続き完了後に仕向地に到着するように、輸送便を手配して

います。

(2) 荷受人は、機材を引き取り後、すぐに研究代表機関とともに検収を行います。輸送損害があれば速やかにJICA在外事務所又はJICAプロジェクト担当部に連絡します。

JICA在外事務所

(1) 輸送中に損害があった場合は、研究代表機関の報告により、JICA在外事務所は損害報告書を作成し、JICA調達部に損害報告書を提出します。その報告書の提出を受けた後、JICA調達部は、必要に応じて保険求償手続きを行いますが、保険求償の申し立ては保険期間中に行う必要があるため、受け取り後、速やかに検収を行う必要があります。保険求償手続きの詳細は、後述の「3-5-2 (4)保険求償」を参照してください。

3-4 手続きの流れ【契約予定金額160万円以下：見積合わせによる調達】

STEP1 対象機材の確認

JICA プロジェクト担当部

JICA プロジェクト担当部は、、研究代表機関と合意した年次計画に基づき、実施計画書を作成・決裁した後、「JICA が購入し JICA が輸送する場合」に該当する機材の有無と必要な手続きを研究代表機関と確認します。

JICA 調達部で購送手続を行う場合、JICA プロジェクト担当部及び研究代表機関とで準備する書類は次表のとおりです。

◎書類作成主担当 ○書類作成副担当

提出書類 （冒頭括弧内は本マニュアル添付の様式番号）	案件担当部	研究代表機関	書類の概要
(様式8) 購送/輸送機材リスト	○	◎	機材の品名、数量、単価等の記載をする。
(様式6) 銘柄指定書	○	◎	特定銘柄を指定して調達を行う場合、その理由を記載する。JICAの銘柄指定要件に合致しなければならない。
(様式10) 用途・需要者チェックリスト	○	◎	輸出貿易管理令のキャッチオール規制に該当するかどうかの判断基準となるもので、実施機関の外国ユーザーリストへの掲載有無、機材用途として武器転用などがないことを確認する。

STEP2　事前確認

研究代表機関

(1)　購送機材の申請にあたり、研究代表機関は、「購送機材リスト」(様式 8)「用途・需要者チェックリスト」(様式 10)の必要事項を記載し、JICA プロジェクト担当部へ提出してください。立替払いを前提とした機材の購入は認められないので注意してください。

JICA プロジェクト担当部

(1)　JICA プロジェクト担当部は、申請内容を確認します。確認終了後、JICA プロジェクト担当部が業務依頼書を作成しますが、業務依頼書を発信してから発注までの所要期間は最低 3 週間、納期 1 ヶ月未満の機材であれば、調達部への申請から機材の受け取りまでには 1.5～2 ヶ月を要します。機材を有効活用するためにも、早めに申請を行ってください。

STEP3　機材選定

研究代表機関

(1)　研究代表機関は、メーカーや商社から照会事項が発生し、JICA 調達部から機材に関する問い合わせがあった場合は、JICA 調達部へ速やかに回答してください。

JICA プロジェクト担当部

(1)　JICA プロジェクト担当部は、研究代表機関から購送機材リストと必要書類を受領次第、JICA 調達部に提出します。
(2)　JICA プロジェクト担当部は、購入機材の中に輸出貿易管理令該当品が含まれ、輸出許可申請を行う場合、JICA 調達部の指示に基づき、必要な説明書類を JICA 調達部に提出します。必要に応じて、経済産業省へ輸出許可申請を行う際に JICA 調達部に同行し、案件や機材の説明を行います。

STEP4　輸送・引取り

JICA プロジェクト担当部

(1)　輸送書類は輸送先での機材引取りに必要です。輸送書類は、JICA 調達部より送付しますが、JICA 在外事務所（兼轄事務所）がない国については、JICA プロジェクト担当部が荷受人（コンサイニー）に送付します。
(2)　JICA プロジェクト担当部は、荷受人による免税手続き、機材検収を滞りなく行えるよう、JICA 在外事務所に働きかけます。

荷受人（コンサイニー）

(1)　荷受人は、輸送書類受取後、輸送先国での免税通関手続きを行います。一般的に、免税

通関手続きには 2 週間以上を要します。機材が到着した時点で免税通関手続きが終了していない場合、機材を引き取ることができず保管料が課せられることがあるため注意が必要です。なお、空送機材は、輸送先国での免税通関手続きが終わってから現地に到着するように、JICA 調達部が JICA 在外事務所からの情報提供に基づき輸送便を調整しています。

⑵ 荷受人は、機材を引き取り後、すぐに研究代表機関とともに検収を行います。輸送損害があれば速やかにJICA在外事務所又はJICAプロジェクト担当部に連絡してください。

JICA在外事務所

⑴ 輸送中に損害があった場合は、研究代表機関の報告により、JICA在外事務所は損害報告書を作成し、JICA調達部に損害報告書を提出します。その報告書の提出を受けた後、JICA調達部は、必要に応じて保険求償手続きを行いますが、保険求償の申し立ては保険期間中に行う必要があるため、受け取り後、速やかに検収を行う必要があります。保険求償手続きの詳細は、後述の「3-5-2 (4)保険求償」を参照してください。

3-5 留意すべきポイント

3-5-1 契約予定金額160万円超、160万円以下共通の留意事項

⑴調達方法

・ JICAが実施している技術協力事業においては、機材引渡し後の相手国側の維持管理上の便宜や、調達手続きの迅速性の観点から現地調達を原則としています。しかしながら、SATREPSにおいては、高度な機材が多く仕様の確定までに相当の時間を要し、必ずしも迅速な手続きができないこと、また、現地調達の場合は取り扱い可能な銘柄が限定されてしまうこと等の理由により、必ずしも現地調達することが優位であるとはいえない場合が多く、競争性、透明性、機材引渡し後の相手国側の維持管理上の便宜等を総合的に比較検討のうえ、本邦調達の方が優位であると判断される場合には、本邦調達とします。

・ ただし、本邦調達とする場合でも、プロジェクト終了後に相手国側研究機関が引き続き当該機材を活用できるよう、現地における部品や消耗品の調達に支障がないか、代理店情報やアフターサービス等の点も含めて十分に確認することが必要です。

⑵ 輸出規制

1) 輸出貿易管理令

【該非判定】

・ SATREPS の場合、高額で専門性の高い機材が多く、輸出規制に該当する機材が含まれる可能性が高いので、原則全機材に関し輸出の可否を判定します。

・ <u>納入業者やメーカーが該非判定を行えず、それでも機材を輸出する必要がある場合、研究代表機関自身に判定していただきます。必要ならば経済産業省窓口に相談の上、慎重に判</u>

定を行ってください。対象となる機材が、国内販売品で輸出を想定していない場合にも、該非判定書が取り付けられない場合があり、同様に研究代表機関自身に判定をしていただきます。

【該当品の輸出許可申請】

- 輸出貿易管理令に該当する機材の場合は、経済産業省に輸出許可申請が必要となります。JICA 調達部が輸出者として許可申請を行います。許可が下りるか否か、また結論が出るまでの所要時間は機材によって異なります。
- 輸出管理令該当品を非該当と申告したり、輸出規制に該当する機材であるにも関わらず許可を得ずに輸出した、あるいは輸出しようとしたことが発覚した場合は輸出者が全責任を負うこととなり、輸出者は 10 年以下の懲役や罰金加えて行政罰が課せられる可能性がありますので、法令遵守を十分に意識してください。

2)米国再輸出規制[15]/EAR(米国法)

米国製の製品、部品、技術、ソフトウェアが、米国から輸出された後に、第三国に再輸出される場合、仕向地、使用者、輸出貨物・提供技術の種類、米国製品や技術の全体の輸出に対する比率等により米国法の規制を受けます。つまり、一度米国から輸出されたものが、その後、輸出先から第三国向けに再輸出される場合、米国からの直接輸出が規制されていれば、再輸出においても同等の規制を受けることになります。米国再輸出規制を避けるため、米国製品を含まない機材の選定も考慮してください。米国製の製品を調達する必要がある場合には、米国製の製品が規制対象かどうかについて、納入業者やメーカー等から必要な情報を入手し、注意して判断する必要があります。特に、再輸出規制基準の厳しい、キューバ、イラン、シリア、スーダン向けの輸出は特に要注意です。

（参考：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/index.html）

【再輸出に関する EAR 規制対象品目】

EAR 規制対象品目(Items subject to EAR)は次に挙げる 3 つ。

(1)米国国外に在るすべての米国原産品目

(2)米国原産品目を組み込んだ非米国産の品目

(3)特定の地域を仕向地とする「直接製品(米国原産の技術、ソフトウェアを直接使用して米国外で作られた製品(immediate product)を指します)」や、「直接製品」に分類される工場において生産された製品。(3)は、テロ支援国家など、特定の輸出先に対する規制条項である。

上記(2)は更に次の 4 つに分かれる。

a. 輸出規制リスト(Commerce Control List:CCL)に該当する米国原産品が組込まれた(incorporated)外国製品

---

15 米国商務省産業安全保障局が管轄している法律。米国から Dual-Use（軍事用に転用可能な二重用途品）のアイテム（貨物「汎用品」、ソフトウエア、技術）を海外に輸出するときに適用される。
また、米国以外の国から第三国へ再輸出される時にも適用される。従って、これらの規制製品および製品に関わる技術を輸出または提供する場合、輸出者は米国政府の許可が必要となる。
（出典：JETRO 「米国原産品または米国原産品を含む製品を日本から再輸出する際の EAR の規制および再輸出許可申請方法」＜http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/qa/01/04A-020135＞）

b. CCL に該当する米国原産のソフトウェアが組込まれた(bundled)外国製品

c. CCL に該当する米国原産のソフトウェアが組込まれた(commingled)外国製のソフトウェア

d. CCL に該当する米国原産の技術が組込まれた(commingled)外国製技術

(2)のうち、外国製貨物に組込まれた米国原産品の割合がその価値において、予め設定されたデミニマスレベル(最低限レベル)を超えない場合には、一部の製品を除いて、当該外国製品は EAR の規制対象外となる。設定されるデミニマスレベルは、輸出先によって異なる。

(3)搭載確認

- 機材の種類によっては、航空機や船舶に搭載できるか否かの確認が必要となるものがあります。試薬、液体物、電池(バッテリー)等は、成分表や(製品)安全データシート ((M)SDS)を予め輸送業者へ提出して、航空会社や船会社に搭載可能かどうかの確認を行わなければなりません。また、航空輸送の場合は、大型機材や長尺物についても、航空会社に搭載可能かどうか確認を行う必要があります。
- 搭載確認は必ず購入前に行う必要があります。搭載不可と判断されたものについては輸送ができないため、現地で調達手配を行う、あるいは輸送可能な代替品を選定する等の代替手段を関係者間で検討する必要が生じます。

(4)保険求償

1)機材の検査

研究代表機関は、現地で免税通関手続きが終わり機材を入手したら、速やかに開梱し、機材内容が輸送書類に記載のとおりか検査を行います。

2)紛失・破損があった場合

機材の紛失や破損等があった場合は、研究代表機関は、「機材損害報告書」(様式12)にその旨を記入し、下記の書類を添付して速やかにJICA在外事務所長宛て(事務所がない場合はJICAプロジェクト担当部を経由してJICA調達部に)提出してください。保険求償の対象になる場合は、JICA調達部が保険会社に損害求償の請求を行います。機材損害報告書が損害状況を証明する重要な書類となるため、詳細に事故状況を記入してください。

＜提出書類＞

① 機材損害報告書(開梱時の梱包状態及び機材の損害状況を記入)

② Airway bill又はBill of Lading(コピー可)

③ インボイス及びパッキングリスト(該当機材を明示)

④ 写真(開梱時の梱包状態及び機材の損害状況のわかるもの)

⑤ その他損害を証明するもの(任国関係機関の損害証明書等)

＊再輸送費を含めて損害額が100万円を超える場合は、保険会社が調査を行って損害額を査定しSurvey Reportを作成する。

3)求償方法

保険求償の対象となった場合には、上記の書類をもとに、JICA調達部が保険会社に対して保険金を請求します。支払が認められた場合、JICAが円貨で保険金を受け取り、代替品を購入又は損害機材の修理をして再輸送します。

現地で購入又は修理を行うことも可能ですが、その場合は、研究代表機関は、必ず事前にJICAプロジェクト担当部の承認を得てください。

4)保険期間

保険期間内に損害報告をしないと、求償手続きを行うことはできません。保険期間は、空港に貨物が到着した日から保険証券に記載されている日数まで(航空輸送の場合通常30日間、海上輸送の場合90日(内陸輸送+30日間))。例えば、1月1日に空港に到着した機材で付保期間が30日の場合は、1月30日までに検収を完了する必要があります。免税通関手続き等の遅れにより期間内に検収が完了しない恐れがある場合は、研究代表機関は、至急JICAプロジェクト担当部を通じてJICA調達部に保険付保期間の延長を申請してください。

3-5-2 契約予定金額160万円以下の購送手続きの留意事項

(1)申請書類記入上の留意点

1)「購送/輸送機材リスト」(様式8)

購送機材リストに記載されていない機材及び仕様の記載が不十分な機材については購入されないため、申請に際しては以下の点に十分注意してリストを作成してください。

視聴覚機器 (テレビ、ビデオデッキ、ビデオソフト)	・ 方式(PAL、PAL-M、NTSC、SECAM、マルチ等)を明記する。
測定機器	・ メーカー名、型式、電源、測定範囲、測定単位を明記する。 ・ 特殊な機器は併せてメーカー連絡先、担当者名等の情報をできるだけ記載し、カタログも(可能な範囲で)添付する。
パーツ	・ 本体の型式、シリアル番号(製造番号)、製造年、改造の有無等できるだけ詳しい情報を記載する。
書籍	・ 正式な書名、著者名、出版社名、発行年を明記する。 ・ 統計、年鑑の場合は何年度版かを明記する。 ・ ISBN ナンバー(書籍の奥付・裏表紙にある)がないと書籍の特定が難しくなる。記載のない場合はタイトル、著者が一致すれば申請の書籍と判断する。ISBN ナンバーはホームページ等で確認する。 (注)・前払いを条件とした販売、個人出版等の書籍は購入不可能な場合がある。 ・見積が入手できた書籍でも発注した段階で品切れ・絶版等の理由で購入不可能となる場合もある。古書の購入はできない。
薬品	・薬品名、カタログ番号、商品コード、容量(単位、数量)等の詳細を記載する。 ・毒物、劇薬、温度管理品の区分(輸送方法に制限のあることがある)。 (注)購入時に劇物取扱責任者名、現地受入先の届け出が必要となる薬品がある。

その他	種子、苗木、動物等	・ 動植物検疫が必要となるものもある。 (注)相手国政府の輸入許可書を必要とする場合もあるので、輸出入に関する情報を JICA プロジェクト担当部に確認のうえ申請する。場合によっては購入不可、輸送不可となる場合もある。
	トランス	必要な場合は、以下を明記する。 ・トランス毎にどの機材に使用するのか。 ・トランス、AVR(電圧安定化装置)、UPS (無停電電源装置)の区別。 ・現地の電圧・周波数(できる限り記載)。 (注)仕様に現地電源の記載がない場合は、国内 100V 仕様となる。また、同時にトランスの申請のないものは購入しない。

2)「用途・需要者チェックリスト」(様式 10)

輸出貿易管理令のキャッチオール規制に該当するかどうかの判断基準や、該非判定書(項目別対比表、パラメータシート)をメーカーや商社より提出してもらう際の情報源となるので、漏れなく記載してください。

第4章　供与機材③

本邦調達においては、機材の内容及び仕様を理解している者が、輸出までを一貫して担当し、輸出管理の責任を持つことが安全保障貿易管理上望ましい[16]と考えられますので、調達する者が輸送までを一貫して担うことを原則としていますが、JICA調達部と相談のうえ、研究代表機関で輸送を担うのが困難であると判断した場合、JICAが輸送を担当します。

研究代表機関が機材を購入しJICA指定の国内倉庫まで搬入を担う場合、研究代表機関は、同機関の関連規程に基づいた機材調達・輸出梱包・JICA指定の国内倉庫までの輸送を担い、JICAは倉庫から仕向地[17]までの輸送を担います。

なお、JICAが輸送の手配を行うのは相手国の港あるいは空港までであり、港あるいは空港からプロジェクトサイトまでの輸送については、相手国政府(実施機関)、研究代表機関、JICA(在外事務所、プロジェクト担当部)との間で予め協議のうえ決定しておく必要があります。

研究代表機関、JICAプロジェクト担当部は、以下の役割分担、手続きの流れ、留意すべきポイント、別紙1-3及び1-4「手続きフローチャート」等を参考にしながら手続きを行ってください。

4-1　役割・責任分担について

研究代表機関、JICAプロジェクト担当部、JICA調達部の役割・責任分担は以下のとおりです。手続きの詳細は、後述の「4-2　手続きの流れ」を参照してください。

研究代表機関	輸出予定の機材に関し、輸出規制、輸出可否の調査を行う。 必要に応じ、研究代表機関にて輸出可否の判定を行う。
	JICA プロジェクト担当部に輸送依頼に必要な書類を提出する。
	機材納入元に対し、輸出貿易管理令非該当証明書又は該非判定書（項目別対比表、パラメータシート）、製品安全データシート((M)SDS)の提出を求める。輸送に必要な梱包や国内輸送方法を指示する。梱包明細の把握をする。
	機材の現地到着時に JICA 在外事務所とともに、検収を行う。 機材損害が認められた場合には、損害報告書を作成し、JICA 在外事務所に提出する。
JICA プロジェクト担当部	研究代表機関から輸送申請された機材を確認し、機材の購入及び輸送にかかる経費が年次計画に計上されていることを確認する。
	輸出貿易管理令該当品を輸出する場合、JICA 調達部へ輸出許可申請依頼と申請に必要な書類の提出を行う。必要に応じて、経済産業省へ輸出許可申請を行う際に同行し、案件や機材に係る説明を行う。
JICA 調達部 **(輸出責任者)**	必要に応じ JICA プロジェクト担当部を通じて輸出に関する情報を研究代表機関に提供する。
	輸出貿易管理令該当品を輸出する場合、経済産業省へ輸出許可申請を行う。

---

[16] 「外国為替及び外国貿易法」（外為法）が改正され、平成 22 年 4 月 1 日から罰則の強化と輸出者等遵守基準が適用されるようになりました。「輸出者等遵守基準」（「輸出者等遵守基準を定める省令（経済産業省令第 60 号）」）では、輸出者は従来以上に輸出管理を強化し、輸出者自ら機材が安全保障貿易の観点から輸出上問題がないかを確認するとともに、確認した貨物と輸出貨物が同一であるかを確認することなどが求められています。

[17] 相手国の港（内陸国の場合は、近隣国の港から当該国までの輸送）あるいは空港

	輸送保険を付保し、輸送損害があった場合、保険求償手続きを行う。
	研究代表機関へ JICA 指定の国内倉庫の送付先を連絡する。
	輸送業者へ輸送指示をする。
	輸送書類をチェックし、輸出先へ送付する。

4-2 手続きの流れ

主な手続きの流れは以下のとおりです。

STEP1 対象機材の確認

JICA プロジェクト担当部

JICA プロジェクト担当部は、、研究代表機関と合意した年次計画に基づき、実施計画書を作成・決裁した後、「研究代表機関が機材を購入 JICA が輸送する場合」に該当する機材の有無と必要な手続きを研究代表機関と確認します。

STEP2 事前確認・機材リスト作成

研究代表機関

(1) 研究代表機関は、機材調達手続き(入札等)を開始する前に、機材調達が可能な納入業者やメーカー等から、以下の書類を取り付け、輸出の可否や制約の有無を調査します。特に、研究代表機関は、輸出貿易管理令の規制品(米国製品がある場合には米国輸出規制品)の有無について十分確認してください(詳しくは「4-3-2 輸出規制」を参照)。

① 購入元からの内訳入り下見積書(＝機材決定前の参考見積書)
② 輸出貿易管理令非該当証明書[18]又は該非判定書[19](項目別対比表、パラメーターシート)
③ 化学品についての製品安全データシート((M)SDS)[20]

[18]輸出する際に必ず必要な書類ではなく、必要か否かは輸出する商品によって異なる。規制される商品は主に核兵器等の兵器開発、製造、使用、加工に用いられる(または可能性の高い)機材で、国際的な安全管理を目的として輸出や非居住者への提供について管理を実施している。該当貨物で輸出が必要な場合は、別途輸出許可の書類が必要となる。″非該当″の場合は税関申請書類と共に″非該当証明″を提出することで税関に対して″該当商品ではないこと″を明示でき、スムーズな輸出通関が可能となる。精度に関して税関職員は関知しないので、製造メーカー側で精度を記載し、経済産業省側で定めた基準を超えていない旨を明確にし、基準を超えていない(すなわち非該当である)ことを申告し許可を得たうえで、輸出者に対し非該当証明を発行する。

[19]輸出に際し、当該貨物が輸出貿易管理例別表第 1(武器・大量破壊兵器関連)に抵触する恐れのある場合に使用する判定用紙。

[20]化学物質等安全データシートまた、製品安全データシート((Material) Safety Data Sheet)。化学物質の成分や性質、毒性、取り扱い方などに関する情報を記載したもの。化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)に基づいて、特定の化学物質を含む製品をほかの事業者に出荷するときに、事前に(M)SDS を提示することが義務づけられている。

④　危険品・温度管理品についての報告書
⑤　「用途・需要者チェックリスト」(様式 10)
⑥　「契約業者又は購入元が報告すべき事項」(様式 13)に記載の回答書
⑦　おおよその機材の容積・重量（Net Weight/正味重量（除く梱包重量）、Gross Weight /総重量（含む梱包重量））
⑧　その他輸出先国が義務付ける提出書類

なお、⑥「契約業者又は購入元が報告すべき事項」(様式 13)に含まれる回答書のうち、「輸出貿易管理令調書」は全ての機材について取り付けが必要ですが、やむを得ず取り付けが困難な機材がある場合には、JICA に輸送を依頼する機材を一括する形で、研究代表者所属機関の安全保障輸出管理責任部署長名にて、当機構安全保障輸出管理責任者である JICA 調達部長宛てに「(研究代表者所属機関作成)輸出貿易管理令調書」(様式 14)を提出していただきます。

また、輸出入時の検疫については、動物検疫の場合は、輸出側・輸入側双方において確認が必要です。植物検疫の場合は輸入側のみの確認が必要です。

(2)　研究代表機関は、上記情報を踏まえ、「機材リスト」(様式 15)(和文/英文)を作成し、機材調達が可能な納入業者やメーカー等から入手した書類((1)の①～⑥)とともに JICA プロジェクト担当部に送付してください。

【補足】機材リスト作成時の注意事項

- 機材リストは、機材名（商品名も可）、型番、構成品(型番)、数量、単価、金額(消費税込み)、合計を含むものとします。
- 輸送損害時に保険金請求手続きが速やかに進められるよう、英文リストは、構成品の詳細(金額含む)を記載するようにしてください。システム機材の場合、「システム 1 式」との記載ではなく構成機材、付属品の記載が必要です。構成品が明らかでないと、輸出先国通関が滞る場合もある。
- リチウムバッテリー(内蔵含む)、充電バッテリーは危険品である場合があるので、容量も含めて記載が必要です。また、充電バッテリーや電池がどのような状態(本体機材に内蔵されている、本体機材の箱に同梱、別箱に梱包等)で梱包されているかも記載してください。
- 付属品や、液体物等の内容量も記載してください。

(3)　研究代表機関は、機材リストの中に輸送機材（研究代表機関の所有物）が混在する場合には、供与機材と輸送機材とを分け、機材リストも供与機材と輸送機材とで別にしてください。輸送機材の取り扱いは第 5 章を参照してください。

(4)　研究代表機関で作成すべき書類は、内容をよく精査して作成してください。

過去の事例
【その1】
JICAプロジェクト担当部と研究代表機関の間で、輸送機材リストのデータを電子メールで受け渡しを行っているうちに、機材リストの金額の桁がいつの間にか消失していた。気が付かず誤った機材価格で輸出を行ってしまい、後日税関に対して修正申告を行った。
【その2】
研究代表機関から、JICAへ提出された機材リストと、実際に納入された機材の梱包内容が一致せず、一般品のみの明細の箱に、危険品が混在されていたため、別梱包へ梱包のやり直しをJICAで行った。また、サイドマークは貼付されていたが、誤ったものが貼付されていたため、正しいものに貼付し直した。

STEP3 購入前の協議・連絡、機材選定

JICA プロジェクト担当部

(1) JICA プロジェクト担当部は、研究代表機関から機材リストと必要書類を受領次第、輸送業務を調達部に依頼します。
(2) 機材の中に貿易管理令該当品が含まれる場合は、JICA プロジェクト担当部は、JICA 調達部に経済産業省への輸出許可申請を依頼します。その際には、研究代表機関を通じて申請に必要な書類を取り付けます。必要に応じ、JICA プロジェクト担当部(必要に応じて研究代表機関)は、経済産業省へ輸出許可申請を行う際に JICA 調達部に同行し、案件や機材の仕様目的等について説明を行います。
(3) JICA プロジェクト担当部は、搭載確認及び輸出許可申請の結果を踏まえ、最終調達機材を研究代表機関と協議して決定し、JICA 調達部に連絡します。輸送ができない機材(危険品等)、輸出許可が下りない機材については、対象から外すことになります。

JICA 調達部

(1) JICA 調達部は、輸送業務依頼を受理後、輸送会社に機材搭載可否の確認を行い、結果を JICA プロジェクト担当部に報告します。
(2) JICA 調達部は、梱包条件・通関必要書類・機材搬入先(輸送業者倉庫)等の情報を研究代表機関に伝達します。

STEP4 機材調達・検収・梱包・輸送準備

研究代表機関

(1) 研究代表機関は、最終的に決定した調達機材について、同機関の規程に基づき調達を行います。研究代表機関は、梱包条件、通関必要書類、機材搬入先等の情報を発注条件として指示してください。
(2) 研究代表機関は、機材購入契約後すぐに、契約業者から最終的な機材明細書・輸出貿易

管理令非該当証明書又は該非判定書、製品安全データシート((M)SDS)などの書類を取り付けて、JICA プロジェクト担当部を通じて JICA 調達部に送付してください。(事前に確認した機材から変更になっている場合があるので、JICA 調達部は再度輸送会社に搭載の可否を確認し報告します。)

(3) 機材を海上輸送する場合には、研究代表機関は上記(2)の書類を納入の 1 ヶ月半前に JICA に送付してください。JICA においては、航空輸送の輸送業者は年間契約をしていますが、海上輸送の輸送業者は案件毎に一般見積競争により選定するため、選定手続きに 1 ヶ月程度必要です。機材は輸送業者の倉庫に搬入するので、機材納入前に輸送業者が決定する必要があります。なお、海上輸送は一般見積競争による選定のため、公示するときに正確な容積・重量が必要になります。

(4) 研究代表機関は、納入の 3～4 週間程度前を目安に、インボイス、パッキングリストなどの書類を、JICA プロジェクト担当部を通じて JICA 調達部に送付します。JICA 調達部は送付された書類を添付して、輸送業者に輸送便の予約と輸送保険の付保手続きを依頼します。

(5) 研究代表機関は、機材の輸送業者倉庫への搬入日が決まり次第、書面で JICA 調達部に連絡してください(JICA 調達部から輸送業者に連絡します。)。

(6) 発注通りに機材が納入されたかどうかの検収は、購入者である研究代表機関が責任を持って行ってください。もし機材の種類や数量が変更になり、提出した機材明細書と齟齬が生じていることが判明した場合は速やかにJICAプロジェクト担当部に連絡してください。また、輸出先国によっては、輸送書類にシリアル番号(製造番号)の記載が必要な場合があるので、検査時にシリアル番号(製造番号)を控えておき、JICA からの求めがあれば情報を提供できるようにしてください。

(7) 輸出先国によっては、現地引き取りの際に原産地証明書が必要となる場合があります。原産地証明書は商工会議所で取得しますが、原産地が海外の場合は、どのように入手したかを証明する入手経路証明書が必要となるので、予め購入元へ書類の提出の可能性があること促しておいてください。

JICA 調達部

(1) JICA 調達部は、輸送業者への搭載確認が完了した時点で、JICA プロジェクト担当部を通じて「輸送機材の送付先のお知らせ」を研究代表機関に連絡します。

STEP5　輸送・引取り

研究代表機関

(1) 研究代表機関は、契約業者から提出された輸送書類(インボイス、パッキングリスト、AirWayBill、B/L 等)の内容に間違いがないか確認のうえ JICA 調達部に提出します。輸送書類の提出にあたっては、<u>パッキングリストと実際の梱包が必ず一致すること、危険品・温度管理品が一般品と混在しないよう分離することに十分留意してください。</u>

JICA 調達部

(1) 輸送方法が海上輸送の場合には、JICA 調達部は、輸送業者を決定するために、一般見積競争による海上輸送の公示を行い、輸送業者を選定します。JICA 調達部は、輸送業者選定後、輸送業者に輸送指示するとともに機材の納品場所について、研究代表機関を通じて契約業者に連絡します。
(2) 契約業者は、船積み準備が整い次第、輸送書類(インボイス、パッキングリスト、AirWay Bill, B/L 等)を作成し、研究代表機関を通じて JICA に提出します。
(3) 輸送方法が航空輸送の場合には、JICA 調達部は、年間契約を行っている輸送業者に輸送依頼をします。
(4) JICA 調達部は、JICA 在外事務所(又は兼轄事務所)に対し、輸送書類(インボイス、パッキングリスト、AirWay Bill, B/L 等)を送付します。海送書類はB/L(原本)が必要となるため、クーリエ便等使用して発送します。荷受人(コンサイニー)が相手国実施機関の場合には、JICA 在外事務所(又は兼轄事務所)から荷受人に送付します。
(5) JICA 在外事務所(兼轄事務所)がない国については、JICA プロジェクト担当部が荷受人(コンサイニー)に送付します。

JICA プロジェクト担当部

(1) 輸送書類は輸送先での機材引取りに必要です。輸送書類は、JICA 調達部より送付しますが、JICA 在外事務所(兼轄事務所)がない国については、JICA プロジェクト担当部が荷受人(コンサイニー)に送付します。

荷受人(コンサイニー)

(1) 荷受人は、輸送先国での免税通関手続きを行います。一般的に、免税通関手続きには 2 週間以上を要するので留意してください。機材が到着した時点で免税通関手続きが終了していない場合、すぐに引き取ることができず保管料が課せられることになります。なお、JICA 調達部では、輸送先国での免税通関手続き完了後に仕向地に到着するように、輸送便を手配しています。
(2) 荷受人は、機材を引き取り後、すぐに研究代表機関とともに検収を行います。輸送損害があれば速やかにJICA在外事務所又はJICAプロジェクト担当部に連絡します。

JICA在外事務所

(1) 輸送中に損害があった場合は、研究代表機関の報告により、JICA在外事務所は損害報告書を作成し、JICA調達部に損害報告書の提出を行います。その報告書の提出を受けた後、JICA調達部にて、必要に応じて保険求償手続きを行いますが、保険求償の申し立ては保険期間中に行う必要があるため、受け取り後、速やかに検収を行う必要があります。保険求償手続きの詳細は、後述の「4-3-6 保険求償」を参照してください。

4-3 留意すべきポイント

4-3-1 輸送スケジュール

(1)航空輸送の場合

輸出に関わる規制や搭載確認、輸出梱包、輸送書類作成、現地での免税通関手続き(2週間)等の時間を要するので、時間的余裕を見て早めの申請を行ってください。遅くとも現地到着希望時期の 1.5～2.0 ヶ月前までには、JICA プロジェクト担当部経由で調達部へ業務依頼が出来るように申請してください。輸出に必要な書類が揃わない場合は、それ以上の日数がかかる場合もあるので、留意してください。

(2)海上輸送の場合

機材が大型である、機材数が多い、危険品等の理由で飛行機による輸送ができない場合は、船舶での海上輸送になります。海上輸送のケースでは、JICA ホームページで一般見積競争の公示を行ったうえで輸送業者を選定すること、輸送期間が長いことから、航空輸送のスケジュールより 2 ヶ月～3 ヶ月程度長くかかることになります。遠隔地ほど輸送期間は長くなります。

4-3-2 輸出規制

(1) 輸出貿易管理令

【該非判定】

- SATREPS の場合、高額で専門性の高い機材が多く、輸出規制に該当する機材が含まれる可能性が高く、全機材に関し輸出の可否を判定することが必要です。
- 法令に基づき問題なく安全に輸出するためには、<u>全機材につき</u>メーカーや契約業者又はメーカーから輸出貿易管理令に基づく非該当証明書や該非判定書（項目別対比表、パラメーターシート）の取り付けが必要となります。なお、JICA に提出する該非判定書には、<u>**必ず機材リスト番号を付記**</u>し、機材リスト名は該非判定書と同一名にしてください。機材リスト名と該非判定書の機材名が少しでも異なると同一機材と判断されないので注意してください。
- 基本的に該非判定書は、購入者に対して発行されるため、JICA では取り付けることができず、購入者である研究代表機関が取り付ける必要があります。
- <u>納入業者やメーカーが該非判定を行えず、それでも機材を輸出する必要がある場合、研究代表機関自身が判定してください。必要に応じ経済産業省窓口に相談の上、慎重に判定を行ってください。</u>対象となる機材が、国内販売品で輸出を想定していない場合には、該非判定書が取り付けられない場合がありますので、同様に研究代表機関自身に判定していただきます。
- 新規購入するのではなく既存の機材を輸送する場合も、新品を購入した場合と同様に、購入元の納入業者やメーカーに輸出貿易管理令その他の確認を依頼する必要があります。
- 研究代表機関が製作した機材の場合には、部品についても輸出貿易管理令に基づく非該当証明書や該非判定書を納入業者やメーカーから取り付ける他に、製作した製品が輸出貿易管理令に該当するか否かの判断を、研究代表機関が行う必要があります。該非判定は、

政省令に規定する技術的仕様と、貨物・技術の具体的な仕様とを比較し、その該当性を確認することにより行います。

過去の事例
メーカーは国内販売の経験しかなかったため、輸出貿易管理令について認識しておらず、該非判定書の提出を拒否した。そのため、研究代表機関が、政省令に規定する技術的仕様と、貨物・技術の具体的な仕様とを比較し、その該当性を確認した。
【参照】
安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)改訂版
Ⅲ機微技術管理における管理の手順
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html

【該当品の輸出許可申請】

・ 輸出貿易管理令に該当する機材の場合は、経済産業省への輸出許可申請が必要となります。研究代表機関が機材を調達し JICA が輸送する場合は、JICA 調達部が輸出者として許可申請を行います。許可が下りるか否か、また結論が出るまでの所要時間は機材によって異なります。
・ JICA は研究代表機関の申告に基づき輸出手続きを行います。輸出管理令該当品を非該当と申告したり、輸出規制に該当する機材であるにも関わらず許可を得ずに輸出した、あるいは輸出しようとしたことが発覚した場合は、輸出者は 10 年以下の懲役や罰金加えて行政罰が課せられる可能性がありますので、法令遵守を十分に意識してください。

(2)米国再輸出規制[21]/EAR(米国法)

米国製の製品、部品、技術、ソフトウェアが、米国から輸出された後に、第三国に再輸出される場合、仕向地、使用者、輸出貨物・提供技術の種類、米国製品や技術の全体の輸出に対する比率等により米国法の規制を受けます。つまり、一度米国から輸出されたものが、その後、輸出先から第三国向けに再輸出される場合、米国からの直接輸出が規制されていれば、再輸出においても同等の規制を受けることになります。米国再輸出規制を避けるため、米国製品を含まない機材の選定も考慮してください。米国製の製品を調達する必要がある場合には、米国製の製品が規制対象かどうかについて、納入業者やメーカー等から必要な情報を入手し、注意して判断する必要があります。特に、再輸出規制基準の厳しい、キューバ、イラン、シリア、スーダン向けの輸出は特に要注意です。

（参考：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/index.html）

[21] 米国商務省産業安全保障局が管轄している法律。米国から Dual-Use(軍事用に転用可能な二重用途品)のアイテム(貨物「汎用品」、ソフトウエア、技術)を海外に輸出するときに適用される。
また、米国以外の国から第三国へ再輸出される時にも適用される。従って、これらの規制製品および製品に関わる技術を輸出または提供する場合、輸出者は米国政府の許可が必要となる。
(出典：JETRO 「米国原産品または米国原産品を含む製品を日本から再輸出する際の EAR の規制および再輸出許可申請方法」＜http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/qa/01/04A-020135＞)

【再輸出に関するEAR規制対象品目】

EAR規制対象品目(Items subject to EAR)は次に挙げる3つ。

(1)米国国外に在るすべての米国原産品目

(2)米国原産品目を組み込んだ非米国産の品目

(3)特定の地域を仕向地とする「直接製品(米国原産の技術、ソフトウェアを直接使用して米国外で作られた製品(immediate product)を指します)」や、「直接製品」に分類される工場において生産された製品。(3)は、テロ支援国家など、特定の輸出先に対する規制条項である。

上記(2)は更に次の4つに分かれる。

a. 輸出規制リスト(Commerce Control List:CCL)に該当する米国原産品が組込まれた(incorporated)外国製品

b. CCLに該当する米国原産のソフトウェアが組込まれた(bundled)外国製品

c. CCLに該当する米国原産のソフトウェアが組込まれた(commingled)外国製のソフトウェア

d. CCLに該当する米国原産の技術が組込まれた(commingled)外国製技術

(2)のうち、外国製貨物に組込まれた米国原産品の割合がその価値において、予め設定されたデミニマスレベル(最低限レベル)を超えない場合には、一部の製品を除いて、当該外国製品はEARの規制対象外となる。設定されるデミニマスレベルは、輸出先によって異なる。

4-3-3 搭載確認

- 機材の種類によっては、航空機や船舶に搭載できるか否かの確認が必要となるものがあります。試薬、液体物、電池(バッテリー)等は、成分表や(製品)安全データシート ((M)SDS)を予め輸送業者へ提出して、航空会社や船会社に搭載可能かどうかの確認を行わなければなりません。また、航空輸送の場合は、大型機材や長尺物についても、航空会社に搭載可能かどうか確認を行う必要があります。
- 搭載確認においては、上記の他、機材の詳細に関する資料として、概要及び用途が分かるもの、カタログや取扱説明書等の提出が求められるケースもあります。この場合、研究代表機関は、試薬、液体物、電池(バッテリー)については、製品安全データシート((M)SDS)を契約業者又は購入元より取り付けるほか、大型機材、長尺物については、縦横高さ及び重量についての情報をメーカーや納入先から取得し、収集した情報をJICA調達部へ関係資料を送付します。
- 搭載確認は必ず購入前に行う必要があります。搭載不可と判断されたものについては輸送ができないため、現地で調達手配を行う、あるいは輸送可能な代替品を選定する等の代替手段を関係者間で検討する必要が生じます。
- 輸出先国によっては、現地引き取りの際に原産地証明書が必要となる場合があります。原産地証明書を商工会議所で取得しますが、原産地が海外の場合は、どのように入手したかを証明する入手経路証明書が必要となるので、予め購入元へ書類の提出の可能性があること促しておいてください。

過去の事例

【その1】(トランシーバー付属バッテリー充電器、赤外線センサーカメラ)
輸出貿易非該当証明書、製品安全データシート((M)SDS)を取り付けることができず輸送機材から削除した。

【その2】
機材リスト上では、輸出可能の判定がされたが、JICA指定の国内倉庫へ機材搬入後、機材の写真で該非判定書が必要な機材と判断され、輸送業者より提出を求められた。研究代表機関はメーカーに提出の依頼をしたが、メーカーからの提出に時間を要したため、当初の輸送スケジュールに遅れが生じた。

【その3】
機材リストに記載されていない機材が、JICA指定の国内倉庫へ搬入された。改めて、輸出貿易非該当証明書を取り付け、搭載確認を行ったので、輸送スケジュールが後ろにずれ込んだ。

4-3-4 輸出梱包

- SATREPS 案件では高額かつ精密な機材が多いため、輸出梱包は原則納入業者やメーカーが責任を持って行うよう、研究代表機関が発注する際には契約業務に含めることにしてください。ただし、温度管理品に関しては、メーカーが輸出梱包するのは難しく、むしろ、輸送業者で梱包した方が効率的で温度管理がし易いです。
- 研究代表機関が、輸出梱包を契約業務に含める際には、以下の点に留意してください。
  ① 予め契約業者又は購入元に一定の梱包条件に基づいて、梱包を施し、ケースマークも外装に貼るように、指示します。参考までに、JICA で手続きを行う場合に設けている梱包条件は「梱包条件書」別紙 3 のとおりです。
  ② 契約業者又は購入元は、貨物の正味重量(Net Weight)(除く梱包重量)及び総重量(Gross Weight)(含む梱包重量)が記載されているパッキングリストを作成し、研究代表機関経由で JICA プロジェクト担当部へ提出し、その後、JICA プロジェクト担当部より JICA 調達部へ送付することになります。
  ③ 機材リストに記載のない機材を同梱し、輸送書類(インボイス、パッキングリスト)に記載されていないことが税関において発覚した場合は、虚偽の申告となり刑罰の対象となることもありますので、十分に注意してください。
  ④ 輸出用木材梱包材について、輸出先国における植物検疫措置に対応するためには、植物検疫措置に関する国際基準 No.15「国際貿易における木材梱包材の規則」(以下「国際基準」という。)に則って適切な措置(熱処理、燻蒸処理)及び表示等を行うことが求められるようになってきています[22]。海外用木枠梱包を施す場合は、国際基準に

[22] 参考 URL:植物検疫所 http://www.maff.go.jp/pps/j/konpozai/index.html、
社団法人全国植物検疫所 http://www.zenshoku-kyo.or.jp/

則った適切な対応をしてください。国によっては、熱処理証明書(燻蒸証明書)が無ければ、免税手続きができないことがありますので注意してください。研究代表機関は熱処理証明書(燻蒸証明書)を JICA 調達部に提出してください。

⑤ 梱包の一部に木材が使用されている場合においても、熱処理証明書(燻蒸証明書)が必要になるので、注意してください。熱処理証明書(燻蒸証明書)が研究代表機関から提出されない場合には、輸出できないことになります。

⑥ いったん輸出梱包されたものを荷解きして再梱包することは非常に困難なため、契約業者又は購入元への梱包の指示には十分配慮する必要があります。また、輸出梱包に適さない木材やダンボール箱で梱包されている場合には、JICA が選定した輸送業者で再梱包する必要が生じ、再梱包費用や不要な木材等の廃棄料が掛かることになるので注意してください。

過去の事例

【その1】
購入元と輸出梱包までの売買契約をしたが、購入元は海外に輸出した経験がなかったため、ケースマークを貼るのを忘れていた。

【その2】
ダンボール梱包の一部に木製パレットが使用されていた。熱処理証明書(燻蒸証明書)が取り付けられなかったので、木製パレットを取り外すことが可能だったので、取り外して輸送をした。

【その3】
木枠梱包でJICA指定倉庫へ機材搬入後、熱処理証明書(燻蒸証明書)が必要な輸出先国だったことが発覚した。研究代表機関から購入元に熱処理証明書(燻蒸証明書)の提出を要求したが、メーカーに熱処理証明書(燻蒸証明書)に関する認識がなかったので、提出を拒まれた。

【その4】
メーカーから輸出梱包としてJICA指定の国内倉庫へ搬入されたが、輸送業者では、輸出梱包には耐えられなかったため、JICAが選定した輸送業者が再梱包して、輸送した。

【その5】
パッキングリストに基づき、航空輸送の搭載確認を行っていたが、その後、JICA指定の国内倉庫へ搬入された機材は、パッキングリストと全く異なる形態で、また機材が大きすぎたため、航空機への搭載が不可となった。メーカーに機材の引き取りをしてもらい、規定の大きさに再梱包してもらった。

4-3-5 国内輸送

- 輸出可否の確認が終了し、最終輸送機材が確定した時点で、JICA 調達部より研究代表機関に対し、機材の送付先(JICA 指定の国内倉庫＝輸送業者倉庫)を連絡します。航空輸送の場合、JICA は基本的に輸送業者と年間契約しています。海上輸送の場合は、案件ごとに輸送業者を選定するため、選定終了後に輸送業者の倉庫を連絡します。
- 研究代表機関は、機材を指定倉庫に送付する前に、必ず JICA 調達部へ梱包毎のパッキングリストを送付します。梱包が複数になる場合には、梱包毎の機材内容とパッキングリストが合致しているようにしてください。
- 外装には通し番号を振り、梱包機材とパッキングリストが照合できるようにする必要があります。
- JICA で承認を得られていない機材が同梱されていた場合は、着払いにて返却することになりますので注意してください。
- SATREPS の場合は機材が大型であるため宅配便で上記国内倉庫まで送付できず、トラック等をチャーターする必要が生じるケースがあります。チャーターする場合は、研究代表機関は、JICA プロジェクト担当部を通じて JICA 調達部に事前に連絡・相談してください。
- 通常の JICA 技術協力プロジェクトの場合、JICA は指定国内倉庫入庫時から仕向地での開梱・検収時点までのみについて保険を付保します。しかし、SATREPS においては高額な機材が多いため、必要に応じて研究代表機関から同倉庫までの国内輸送についても、JICA 負担で付保することも可能とします。JICA 負担での付保については、JICA プロジェクト担当部に相談してください。付保に必要な経費は事業契約経費より支出することになります。なお、国内輸送の付保は、JICA で契約業者を選定していないため、研究代表機関にて独自に付保することとなります。
- 機材を輸送業者倉庫へ搬入する際に発生する国内輸送費用(梱包料を含む)については、事業契約に含める形で JICA より研究代表所属機関に支払われます。輸送の手段を問わず全ての案件について研究代表機関による元払いとし、研究代表機関が事業契約経費より支出します。元払いで対応できない場合は、発送する前に、JICA プロジェクト担当者を通じて JICA 調達部へ連絡してください。なお、事前の連絡なしに元払いされていない機材が輸送業者倉庫へ搬入された場合には、受取りができない場合もあります。
- JICA 指定の国内倉庫へ機材を送付する際に、複数回に分割して送付すると機材紛失等のトラブルが懸念されるため、原則一回(輸出梱包済み、元払い)で送付してください。複数のメーカーより搬入されるような場合は、事前に JICA 調達部へ相談してください。
- メーカーから直接に JICA 指定の国内倉庫へ搬入する場合、トラックからの荷卸しに、フォークリフトの貸与を希望する場合は、予め JICA 調達部へ相談してください。
- 研究代表機関から機材が無事に JICA 指定の国内倉庫へ搬入されたかどうか確認のために、機材の写真を撮ってもらうことや倉庫へ出向いて機材確認をすることはできません。同様に、研究代表機関での経理処理のため、JICA 指定の国内倉庫へ機材を搬入後、輸送業者の受取り証明書や輸送業者の受領サインの取得は、基本的にできません。どうしても必要な場合には、輸送業者に対応の可否を確認する必要があるため、JICA プロジェ

クト担当部を通じて JICA 調達部に事前に相談してください。

過去の事例

【その1】

原則１回での送付であるにも関わらず、購入元から、JICA指定の国内倉庫へ直接、何回にも分割して機材が送付された。さらに、この購入元は、過去の情報を参考にし、JICAへの相談なしに送付を行っていたため、輸送業者は機材リストと送付された機材の照合ができず、輸送手続きに時間を要した。

【その2】

JICA指定の国内倉庫に搬入された時点で、ダンボール箱が原型をとどめず、破損していた。機材の重量に耐えられない簡易な梱包が原因だったので、破損の状態を確認するため、研究代表機関、JICAプロジェクト担当者がJICA指定の国内倉庫へ出向き、輸送業者と共に破損状況の確認を行う必要が生じた。

【その3】

事前に提出されたパッキングリストの個数とJICA指定の国内倉庫へ搬入された個数が異なっていた。すでに輸出梱包に施されており機材の内容確認が不可能だったため、メーカーへ問い合わせを行う必要が生じた。

【その4】

研究代表機関が、JICAプロジェクト担当部へ事前に相談せずに、JICA指定の国内倉庫へ着払いで機材の送付をした。輸送業者では高額な立替払い金を用意出来ておらず、機材の搬入がスムーズに行われなかった。

【その5】

JICA指定の国内倉庫へ搬入された機材の箱に破れがあると輸送業者より報告があった。国内輸送中に発生したトラブルと考えられ、箱の表面のわずかな破れと判断されたため、研究代表機関へ連絡後、箱の中の機材に損傷がないかを輸送業者が目視で確認し、破損部をガムテープで補強して輸送を行った。

4-3-6　保険求償

(1)機材の検査

研究代表機関は、現地で免税通関手続きが終わり機材を入手したら、速やかに開梱し、機材内容が輸送書類に記載のとおりか検査を行います。

(2)紛失・破損があった場合

機材の紛失や破損等があった場合は、研究代表機関は、「機材損害報告書」(様式12)にその旨を記入し、下記の書類を添付して速やかにJICA在外事務所長宛て(事務所がない場合はJICAプロジェクト担当部を経由してJICA調達部に)提出してください。保険求償の対象になる場合は、JICA調達部が保険会社に損害求償の請求を行います。機材損害報告書が損害状況を証明する重要な書類となるため、詳細に事故状況を記入してください。

＜提出書類＞

① 機材損害報告書(開梱時の梱包状態及び機材の損害状況を記入)
② Airway bill又はBill of Lading(コピー可)
③ インボイス及びパッキングリスト(該当機材を明示)
④ 写真(開梱時の梱包状態及び機材の損害状況のわかるもの)
⑤ その他損害を証明するもの(任国関係機関の損害証明書等)

＊再輸送費を含めて損害額が100万円を超える場合は、保険会社が調査を行って損害額を査定しSurvey Reportを作成する。

(3)求償方法

保険求償の対象となった場合には、上記の書類をもとに、JICA調達部が保険会社に対して保険金を請求します。支払が認められた場合、JICAが円貨で保険金を受け取り、代替品を購入又は損害機材の修理をして再輸送します。

現地で購入又は修理を行うことも可能ですが、その場合は、研究代表機関は、必ず事前にJICAプロジェクト担当部の承認を得てください。

(4)保険期間

保険期間内に損害報告をしないと、求償手続きを行うことはできません。<u>保険期間は、空港に貨物が到着した日から保険証券に記載されている日数まで(航空輸送の場合通常30日間、海上輸送の場合90日(内陸輸送+30日間))</u>。例えば、1月1日に空港に到着した機材で付保期間が30日の場合は、1月30日までに検収を完了する必要があります。免税通関手続き等の遅れにより期間内に検収が完了しない恐れがある場合は、研究代表機関は、至急JICAプロジェクト担当部を通じてJICA調達部に保険付保期間の延長を申請してください。

第 5 章　輸送機材

輸送機材とは、第 1 章の「1-4 輸送機材」の項で記載のとおり、本邦研究機関(研究代表機関及び共同研究機関の双方を含む)にて所有している機材で、相手国に輸送し、専ら共同研究のために相手国側研究者と一緒に活用される機材を指します[23]。返送の場合、荷受人(コンサイニー)は研究代表機(または、共同研究機関として輸送してください。

原則、研究代表機関が行いますが、JICA 調達部と相談のうえ、研究代表機関が輸送を担うのが困難であると判断した場合は、JICA が輸送を担当します。

本章では JICA が輸送する場合の輸送機材の手続きを取り扱います。JICA に輸送を依頼する機材であっても、研究代表機関が JICA 経費で購入し JICA が輸送する機材は供与機材となるため、第 4 章「供与機材②(研究代表者機関が機材を購入し JICA が輸送する場合)」を参照してください。

研究代表機関が輸送する場合は、第 2 章「供与機材①(研究代表機関が機材の購入／輸送を一貫して行う場合)」を参照してください。なお、輸送機材を相手国に譲渡する場合には本章 5-3-8 を参照にしてください。また、第 1 章の 1-4-4 に記載されている輸送機材の留意事項にも留意してください。

5-1　役割・責任分担について

研究代表機関、JICAプロジェクト担当部、JICA調達部の役割・責任分担は以下のとおりです。原則として、本邦研究機関からJICA指定の国内倉庫までの輸送は研究代表機関が手続きを行い、JICA指定の国内倉庫から仕向地[24]までの輸送はJICAが行います。

一連の手続きの詳細は、後述の「5-2　手続きの流れ」を参照してください。

機関	役割・責任
研究代表機関	輸出予定の機材に関し、輸出規制、輸出可否の調査を行う。 必要に応じ、研究代表機関にて輸出可否の判定を行う。
	JICA プロジェクト担当部に輸送依頼に必要な書類を提出する。
JICA プロジェクト担当部	研究代表機関から輸送申請された機材について、輸送にかかる経費が年次計画に計上されていることを確認する。
	輸出貿易管理令該当品を輸出する場合、JICA 調達部へ輸出許可申請依頼と申請に必要な書類の提出を行う。必要に応じて、経済産業省へ輸出許可申請を行う際に同行し、案件や機材に係る説明を行う。
JICA 調達部	必要に応じ JICA プロジェクト担当部を通じて輸出に関する情報を研究代表機関に提供する。

[23] 当該機材は、活動終了後に返送または書面を取り交わしたうえで相手国実施機関に譲渡される。
[24] 相手国の港（内陸国の場合は、近隣国の港から当該国までの陸送）あるいは空港

(輸出責任者)	輸出貿易管理令該当品を輸出する場合、経済産業省へ輸出許可申請を行う。
	輸送保険を付保し、輸送損害があった場合、保険求償手続きを行う。
	研究代表機関へ JICA 指定の国内倉庫の送付先を連絡する。
	輸送業者へ輸送指示をする。
	輸送書類をチェックし、輸出先へ送付する。

5-2 手続きの流れ

主な手続きの流れは以下のとおりです。

STEP1 対象機材の確認

JICA プロジェクト担当部

JICA プロジェクト担当部は、、研究代表機関と合意した年次計画に基づき、実施計画書を作成・決裁した後、輸送機材に該当する機材の有無と必要な手続きを研究代表機関と確認します。

STEP2 事前確認

研究代表機関

(1) 研究代表機関は、JICA プロジェクト担当部の調達手続き開始依頼を受け、上記の書類を準備します。

① 輸出貿易管理令非該当証明書[25]又は該非判定書[26](項目別対比表、パラメーターシート)
② 化学品についての製品安全データシート((M)SDS)[27]
③ 「危険品・温度管理品確認調書」(様式 11)
④ 「用途・需要者チェックリスト」(様式 10)
⑤ その他輸出先国が義務付ける提出書類
⑥ おおよその機材の容積・重量(Net Weight/正味重量(除く梱包重量)、Gross Weight /総重量(含む梱包重量))

[25]輸出する際に必ず必要な書類ではなく、必要か否かは輸出する商品によって異なる。規制される商品は主に核兵器等の兵器開発、製造、使用、加工に用いられる(または可能性の高い)機材で、国際的な安全管理を目的として輸出や非居住者への提供について管理を実施している。該当貨物で輸出が必要な場合は、別途輸出許可の書類が必要となる。"非該当"の場合は税関申請書類と共に"非該当証明"を提出することで税関に対して"該当商品ではないこと"を明示でき、スムーズな輸出通関が可能となる。精度に関して税関職員は関知しないので、製造メーカー側で精度を記載し、経済産業省側で定めた基準を超えていない旨を明確にし、基準を超えていない(すなわち非該当である)ことを申告し許可を得たうえで、輸出者に対し非該当証明を発行する。

[26]輸出に際し、当該貨物が輸出貿易管理例別表第 1(武器・大量破壊兵器関連)に抵触する恐れのある場合に使用する判定用紙

なお、上記①輸出貿易管理令非該当証明書又は該非判定書（項目別対比表、パラメーターシート）は全ての機材について取り付けが必要ですが、取り揃えることが難しい場合には、JICA に輸送を依頼する機材を一括する形で、安全保障貿易管理の法令に則り、研究代表者所属機関の安全保障輸出管理責任部署長名にて、当機構安全保障輸出管理責任者である JICA 調達部長宛てに「(研究代表者所属機関作成)輸出貿易管理令調書」(様式 14)を提出していただきます。

(2) 研究代表機関は、上記書類の準備し、以下の項目の確認を行い該当する場合には JICA プロジェクト担当部へ報告します。また、輸出の可否や制約の有無も調査します。特に、研究代表機関は、輸出貿易管理令の規制品（米国製品がある場合には米国輸出規制品）の有無にについて十分に確認してください（詳しくは 5-3-2 輸出規制を参照してください。）。

確認項目	内容	備考
薬事法	薬事法により販売届出や許可を必要とする機材があるかどうか。	
その他の輸出許可、届出、許可	輸出許可、国内取引上の販売許可等を取得する必要があるかどうか。	例:植物防疫法、家畜伝染病予防法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物劇物取締法等
輸送時の特定条件	危険品／温度管理品、長尺物等の、輸送時に特定の条件があるかどうか。	注 1) 本体機材に内蔵されているリチウムバッテリーや、エンジン仮始動のための残留燃料も危険品になるため、メーカーに十分確認の上、報告する。 注 2) 長尺物;海上輸送用 20FT ドライコンテナサイズ L5900×W2300×H2300mm の間口を超えるサイズのケースがある場合報告する。 注 3) 重量物;1m3 あたり 1,000kg を超えるサイズのケースのある場合、報告する。 注 4) 航空輸送を希望する場合には、縦横高さの一辺が 1m を超える機材がある場合、報告する。
輸出先国の法令に基づく許可	輸出先国の法令に基づく許可取得の必要があるかどうか。	

[27]化学物質等安全データシートまた、製品安全データシート((Material) Safety Data Sheet)。化学物質の成分や性質、毒性、取り扱い方などに関する情報を記載したもの。化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)に基づいて、特定の化学物質を含む製品をほかの事業者に出荷するときに、事前に(M)SDS を提示することが義務づけられている。

(3) 研究代表機関は、上記情報を踏まえ、「機材リスト」(様式 15)(和文/英文)を作成し、(1)で準備した書類((1)の①～⑤)とともに JICA プロジェクト担当部に送付します。

【補足】機材リスト作成時の注意事項

- 機材リストは、機材名(商品名も可)、型番、構成品(型番)、数量、単価、金額(消費税込み)、合計を含むものとします。
- 万一紛失や盗難にあった場合、保険求償を行うため、中古品であっても原価償却を考慮せずに、購入時の金額を機材リストに記載してください。ただし、購入時の金額が満額支払われるとは限りません。
- 輸送損害時に保険金請求手続きが速やかに進められるよう、英文リストは、構成品の詳細(金額含む)を記載するようにしてください。システム機材の場合、「システム 1式」との記載ではなく構成機材、付属品の記載が必要です。構成品が明らかでないと、輸出先国通関が滞る場合もある。
- リチウムバッテリー(内蔵含む)、充電バッテリーは危険品である場合があるので、容量も含めて記載が必要です。また、充電バッテリーや電池がどのような状態(本体機材に内蔵されている、本体機材の箱に同梱、別箱に梱包等)で梱包されているかも記載してください。
- 付属品や、液体物等の内容量も記載してください。

(4) 研究代表機関で作成すべき書類は、内容をよく精査して作成してください。

(5) 研究代表機関は、輸送機材について、返送を予定するものか、あるいは、返送せずに相手国実施機関に譲渡するものかを確認し、JICA プロジェクト担当部に連絡します。

STEP3 輸送機材選定

JICA プロジェクト担当部

(1) JICA プロジェクト担当部は、研究代表機関から機材リストと必要書類を受領次第、輸送業務を調達部に依頼します。

(2) 機材の中に貿易管理令該当品が含まれる場合は、JICA プロジェクト担当部は、JICA 調達部に経済産業省への輸出許可申請を依頼します。その際には、研究代表機関を通じて申請に必要な書類を取り付けます。必要に応じ、JICA プロジェクト担当部(必要に応じて研究代表機関)は、経済産業省へ輸出許可申請を行う際に JICA 調達部に同行し、案件や機材の仕様目的等について説明を行います。

(3) JICA プロジェクト担当部は、搭載確認及び輸出許可申請の結果を踏まえ、最終調達機材を研究代表機関と協議して決定し、JICA 調達部に連絡します。輸送ができない機材(危険品等)、輸出許可が下りない機材については、対象から外すことになります。

JICA 調達部

(1) JICA 調達部は、業務依頼を受理後、輸送会社に機材搭載可否の確認を行い、結果を JICA プロジェクト担当部に報告します。

STEP4 輸送準備

研究代表機関

(1) 研究代表機関は、最終的に決定した輸送機材については、機材明細書・輸出貿易管理令非該当証明書又は該非判定書（項目別対比表、パラメーターシート）、製品安全データシート((M)SDS)などの書類を、JICA プロジェクト担当部を通じて JICA 調達部に送付します。(輸送機材選定の際に、あらかじめ確認した機材から変更になっている場合があるので、JICA 調達部は再度輸送会社に搭載の可否を確認し報告します。)。

(2) 機材を海上輸送する場合には、研究代表機関は上記(1)の書類を納入の 1 ヶ月半前に JICA に送付してください。JICA においては、航空輸送の輸送業者は年間契約をしていますが、海上輸送の輸送業者は案件毎に一般見積競争により選定するため、選定手続きに 1 ヶ月程度必要です。

(3) 研究代表機関は、JICA 調達部から JICA 指定の国内倉庫の送付先の連絡を受け次第、宅配便等を使用し、送付手続きを行います。

(4) 研究代表機関は、JICA 指定の国内倉庫へ搬入準備が出来次第、国内輸送分のパッキングリストを JICA 調達部に送付します。輸送書類の提出にあたっては、パッキングリストと実際の梱包が必ず一致すること、危険品・温度管理品が一般品と混在しないよう分離することに十分注意してください。

例)Packing List(英文)

ケース毎にいずれのアイテム番号、機材、構成品が梱包されているか記載する。

C/No.	ITEM	Description	Qty	Content	N.WEIGHT (KG)	G.WEIGHT(KG)	Measurement (cm)	M3
1	1-5	Solar Panel Array	3 PCS	P/N15784 Solar panel mounting kit for 2 ea. solar panels	124.00	154.00	244X47X60	0.688
				P/N15786 Solar panel mounting kit for 4 ea. solar panels				
2	1-7	Charge Controller	1 PCS	GS-YUASA SEB100 Battery (Note: 6 ea./set) w/battery cable, red 6 ea., and black 6 ea., 4AWG, 0.5m	227.00	247.00	100X77X50	0.385
3	1-7	Charge Controller	1 PCS	GS-YUASA SEB100 Battery (Note: 6 ea./set) w/battery cable, red 6 ea., and black 6 ea., 4AWG, 0.5m	227.00	247.00	100X77X50	0.385
4	1-7	Charge Controller	1 PCS	GS-YUASA SEB100 Battery (Note: 6 ea./set) w/battery cable, red 6 ea., and black 6 ea., 4AWG, 0.5m	227.00	247.00	100X77X50	0.385
5	1-8	Software	3 PCS	NAQS Server site license	192.00	222.00	185X87X96	1.545
	1-9	Strong Motion Seismometer	1 PCS	P/N 16381, Titan (S/N 000241)				
				P/N16774-5M, Sensor cable, 5m				
				Manual in CD-ROM				
				Screw driver (1 ea.), Socket wrench (1ea.),				
				Nut (HOW0136, 1 ea.), Bolts (HOW1218, HOW1219, and HOW1221, 1 ea.)				
	1-10	Digitizer	2 PCS	P/N 14977, Taurus (S/N 002284, 002285)				
				P/N15228-30M, Ethernet cable, 30m				
				Manual in CD-ROM				
				P/N BOM15228R2-1M, cable between the Taurus and a PC, 1m				
				P/N 15808, GPS Antenna				
				P/N 14983-3M, Power cable, 3m				
				P/N16195, CF memory, 16 GB				
	1-11	Digitizer	1 PCS	P/N15884, Trident-305 (S/N 000260)				
				P/N14250-30M, NMX bus cable, 30m				
				Manual in CD-ROM				
	1-12	Software	1 PCS	Hydra (Earlybird Add-in Software) and Athena Version 1.3				
				Manual in CD-ROM				
	1-2	Digitizer	3 PCS	P/N13194-01, Trident (S/N 001509, 001510, 001513)				
				P/N14250-30M, NMX bus cable, 30m				
				Manual in CD-ROM				
	1-3	Transceiver	3 PCS	P/N13383-01, Cygnus Transceiver (S/N001074, 001088, 001089)				
				Manual in CD-ROM				
				Ethernet cable to PC				
				P/N12256-5M, Power cable, 5m				
	1-4	VSAT Antenna System	3 PCS	P/N14006, Installation kit (with P/N13876)				
			3 PCS	Manual in English				
			3 PCS	NJT5669 SSPB w/gasket (S/N A04337C96, A04339C96, A04340C96)				
			3 PCS	External SSPB Power Supply (S/N 00038, 00039, 00040)				
			3 PCS	P/N12256-5M, Power cable, 5m for P/N13835, External SSPB Power Supply				
			3 PCS	P/N12166-1M, RF cable, 1m to connect the External SSPB Power Supply and the Cygnus				
			3 PCS	P/NSAT0085, Norsat 3525 LNB w/gasket (S/N 8XSN35640212, 8XSN35640734, 8XSN35640745)				
	1-6	Charge Controller	3 PCS	P/N16949, Solar Charge Controller (S/N 000945, 000946, 000948)				
				Manual in Japanese and English				

JICA 調達部

(1) JICA 調達部は、輸送業者へ搭載確認後、研究代表機関へ JICA 指定の国内指定倉庫の送付先を連絡します。

(2) JICA 調達部は、研究代表機関から提出された書類を添付し、輸送便の予約と輸送保険の付保手続きを行います。

STEP5 輸送・引取り

JICA 調達部

(1) 輸送方法が航空輸送の場合には、JICA 調達部は、年間契約を行っている輸送業者に輸送を依頼します。

(2) 輸送方法が海上輸送の場合には、JICA 調達部は、個々の案件毎に一般見積競争により輸送業者を選定します。輸送業者選定後、輸送業者に輸送指示するとともに機材の納品場所について、研究代表機関に連絡します。

(3) 輸送業者は、船積み準備が整い次第、輸送書類(インボイス、パッキングリスト、AirWay Bill, B/L 等)を作成し、機材を発送します。

(4) JICA 調達部は、JICA 在外事務所(又は兼轄事務所)に対し、輸送書類(インボイス、パッキングリスト、AirWay Bill, B/L 等)を公電で送付します。海送書類は B/L(原本)が必要となるため、クーリエ便等使用して発送します。荷受人(コンサイニー)が相手国実施機関の場合には、JICA 在外事務所(又は兼轄事務所)から荷受人に送付します。

(5) JICA 在外事務所(兼轄事務所)がない国については、JICA プロジェクト担当部が荷受人(コンサイニー)に送付します。

JICA プロジェクト担当部

輸送書類は輸送先での機材引取りに必要です。輸送書類は、JICA 調達部よりて送付しますが、JICA 在外事務所(兼轄事務所)がない国については、JICA プロジェクト担当部が荷受人(コンサイニー)に送付します。

荷受人(コンサイニー)

(1) 荷受人は、輸送先国での免税通関手続きを行います。一般的に、免税通関手続きには通常 2 週間以上を要するので留意してください。機材が到着した時点で免税通関手続きが終了していない場合、すぐに引き取ることができず保管料が課せられることになります。なお、機材は、輸送先国での免税通関手続き完了後に仕向地(相手国の港(内陸国の場合は、近隣国の港から当該国までの陸送)あるいは空港)に到着するように、JICA 調達部にて輸送便を手配しています。

(2) 荷受人は、機材を引き取り後、すぐに研究代表機関とともに検収を行います。輸送損害があれば速やかにJICA在外事務所又はJICAプロジェクト担当部に連絡します。

JICA在外事務所

輸送中に損害があった場合は、研究代表機関の報告により、JICA在外事務所は損害報告書を作成し、JICA調達部に損害報告書の提出を行います。その報告書の提出を受けた後、JICA調達部にて、必要に応じて保険求償手続きを行いますが、保険求償の申し立ては保険期間中に行う必要があるため、受け取り後、速やかに検収を行う必要があります。保険求償手続きの詳細は、後述の「5-3-6　保険求償」を参照してください。

5-3　留意すべきポイント

5-3-1　輸送スケジュール

(1)航空輸送の場合

輸出に関わる規制や搭載確認、輸出梱包、輸送書類作成、現地での免税通関手続き(2週間)等の時間を要するので、時間的余裕を見て早めの申請を行ってください。遅くとも現地到着希望時期の 1.5～2.0 ヶ月前までには、JICA プロジェクト担当部より JICA 調達部へ業務依頼を行うようにしてください。輸出に必要な書類が揃わない場合は、それ以上の日数がかかる場合もあるので、留意してください。

(2)海上輸送の場合

機材が大型である、機材数が多い、危険品等の理由で飛行機による輸送ができない場合は、船舶での海上輸送になります。海上輸送のケースでは、JICA ホームページで一般見積競争の公示を行ったうえで輸送業者を選定すること、輸送期間が長いことから、航空輸送のスケジュールより 2 ヶ月～3 ヶ月程度長くかかることになります。遠隔地ほど輸送期間は長くなります。

5-3-2　輸出規制

(1) 輸出貿易管理令

【該非判定】

- SATREPS の場合、高額で専門性の高い機材が多く、輸出規制に該当する機材が含まれる可能性が高く、全機材に関し輸出の可否を判定することが必要です。
- 法令に基づき問題なく安全に輸出するためには、全機材につきメーカーや契約業者又はメーカーから輸出貿易管理令に基づく非該当証明書や該非判定書（項目別対比表、パラメーターシート）の取り付けが必要となります。なお、JICA に提出する該非判定書には、**必ず機材リスト番号を付記**し、機材リスト名は該非判定書と同一名にしてください。機材リスト名と該非判定書の機材名が少しでも異なると同一機材と判断されないので注意してください。
- 基本的に該非判定書は、購入者に対して発行されるため、JICA では取り付けることができず、購入者である研究代表機関が取り付ける必要があります。
- 納入業者やメーカーが該非判定を行えず、それでも機材を輸出する必要がある場合、研究代表機関自身が判定してください。必要ならば経済産業省窓口に相談の上、慎重に判定を行ってください。対象となる機材が、国内販売品で輸出を想定していない場合には、該非判

定書が取り付けられない場合がありますので、同様に研究代表機関自身に判定していただきます。

・ 新規購入するのではなく既存の機材を輸送する場合も、新品を購入した場合と同様に、購入元の納入業者やメーカーに輸出貿易管理令その他の確認を依頼する必要があります。

・ 研究代表機関が製作した機材の場合には、部品についても輸出貿易管理令に基づく非該当証明書や該非判定書を納入業者やメーカーから取り付ける他に、製作した製品が輸出貿易管理令に該当するか否かの判断を、研究代表機関が行う必要があります。該非判定は、政省令に規定する技術的仕様と、貨物・技術の具体的な仕様とを比較し、その該当性を確認することにより行います。

過去の事例
メーカーは国内販売の経験しかなかったため、輸出貿易管理令について認識しておらず、該非判定書の提出を拒否した。そのため、研究代表機関が、政省令に規定する技術的仕様と、貨物・技術の具体的な仕様とを比較し、その該当性を確認した。
【参照】
安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)改訂版
Ⅲ機微技術管理における管理の手順
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html

【該当品の輸出許可申請】

・ 輸出貿易管理令に該当する機材の場合は、経済産業省に輸出許可申請が必要となります。研究代表機関が機材を調達し JICA が輸送する場合は、JICA 調達部が輸出者として許可申請を行います。許可が下りるか否か、また結論が出るまでの所要時間は機材によって異なります。

・ JICA は研究代表機関の申告に基づき輸出手続きを行います。輸出管理令該当品を非該当と申告したり、輸出規制に該当する機材であるにも関わらず許可を得ずに輸出した、あるいは輸出しようとしたことが発覚した場合は輸出者である JICA が全責任を負うこととなり、輸出者は 10 年以下の懲役や、罰金、又はその両方が課せられます。法令遵守を十分に意識してください。

(2)米国再輸出規制[28]/EAR(米国法)

米国製の製品、部品、技術、ソフトウェアが、米国から輸出された後に、第三国に再輸出される場合、仕向地、使用者、輸出貨物・提供技術の種類、米国製品や技術の全体の輸出に対する比率等により米国法の規制を受けます。つまり、一度米国から輸出されたものが、その後、輸出先から第三国向けに再輸出される場合、米国からの直接輸出が規制されていれば、再輸出においても同等の規制を受けることになります。米国再輸出規制を避けるため、米国製品を含まない機材の選定も考慮してください。米国製の製品を調達する必要がある場合には、米国製の製品が規制対象かどうかについて、納入業者やメーカー等から必要な情報を入手し、注意して判断する必要があります。特に、再輸出規制基準の厳しい、キューバ、イラン、シリア、スーダン向けの輸出は特に要注意です。

（参考：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/index.html）

【再輸出に関するEAR規制対象品目】

EAR規制対象品目(Items subject to EAR)は次に挙げる3つ。

(1)米国国外に在るすべての米国原産品目

(2)米国原産品目を組み込んだ非米国産の品目

(3)特定の地域を仕向地とする「直接製品(米国原産の技術、ソフトウェアを直接使用して米国外で作られた製品(immediate product)を指します)」や、「直接製品」に分類される工場において生産された製品。(3)は、テロ支援国家など、特定の輸出先に対する規制条項である。

上記(2)は更に次の4つに分かれる。

a. 輸出規制リスト(Commerce Control List：CCL)に該当する米国原産品が組込まれた(incorporated)外国製品

b. CCLに該当する米国原産のソフトウェアが組込まれた(bundled)外国製品

c. CCLに該当する米国原産のソフトウェアが組込まれた(commingled)外国製のソフトウェア

d. CCLに該当する米国原産の技術が組込まれた(commingled)外国製技術

(2)のうち、外国製貨物に組込まれた米国原産品の割合がその価値において、予め設定されたデミニマスレベル(最低限レベル)を超えない場合には、一部の製品を除いて、当該外国製品はEARの規制対象外となる。設定されるデミニマスレベルは、輸出先によって異なる。

---

28 米国商務省産業安全保障局が管轄している法律。米国からDual-Use(軍事用に転用可能な二重用途品)のアイテム(貨物「汎用品」、ソフトウエア、技術)を海外に輸出するときに適用される。

また、米国以外の国から第三国へ再輸出される時にも適用される。従って、これらの規制製品および製品に関わる技術を輸出または提供する場合、輸出者は米国政府の許可が必要となる。

(出典：JETRO 「米国原産品または米国原産品を含む製品を日本から再輸出する際のEARの規制および再輸出許可申請方法」＜http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/qa/01/04A-020135＞)

5-3-3　搭載確認

・　機材の種類によっては、航空機や船舶に搭載できるか否かの確認が必要となるものがあります。試薬、液体物、電池(バッテリー)等は、成分表や(製品)安全データシート ((M)SDS)を予め輸送業者へ提出して、航空会社や船会社に搭載可能かどうかの確認を行わなければなりません。また、航空輸送の場合は、大型機材や長尺物についても、航空会社に搭載可能かどうか確認を行う必要があります。
・　搭載確認においては、上記の他、機材の詳細に関する資料として、概要及び用途が分かるもの、カタログや取扱説明書等の提出が求められるケースもあります。この場合、研究代表機関は、試薬、液体物、電池(バッテリー)については、製品安全データシート((M)SDS)を契約業者又は購入元より取り付けるほか、大型機材、長尺物については、縦横高さ及び重量についての情報をメーカーや納入先から取得し、収集した情報を JICA 調達部へ関係資料を送付してください。
・　搭載確認は必ず購入前に行う必要があります。搭載不可と判断されたものについては輸送ができないため、現地で調達手配を行う、あるいは輸送可能な代替品を選定する等の代替手段を関係者間で検討する必要が生じます。
・　輸出先国によっては、現地引き取りの際に原産地証明書が必要となる場合があります。原産地証明書を商工会議所で取得しますが、原産地が海外の場合は、どのように入手したかを証明する入手経路証明書が必要となるので、予め購入元へ書類の提出の可能性があること促しておいてください。
・

過去の事例

【その1】(トランシーバー付属バッテリー充電器、赤外線センサーカメラ)
輸出貿易非該当証明書、製品安全データシート((M)SDS)を取り付けることができず輸送機材から削除した。

【その2】
機材リスト上では、輸出可能の判定がされたが、JICA指定の国内倉庫へ機材搬入後、機材の写真で該非判定書(パラメーターシートとも呼ばれる)が必要な機材と判断され、提出を求められた。メーカーからの提出に時間を要し、当初輸送スケジュールどおりに輸送が進まなかった。

【その3】
機材リストに記載されておらず搭載確認が出来ていない機材がJICA指定の国内倉庫へ搬入された。
輸出貿易非該当証明書を取り付け、搭載確認を行ったので、輸送スケジュールが後ろにずれ込んだ。

5-3-4　輸出梱包

・　輸出梱包は、原則、研究代表機関で行います。なお、輸出梱包の詳細については、「4-3-4　輸出梱包」を参照してください。

5-3-5　国内輸送

- 輸出可否の確認が終了し、最終輸送機材が確定した時点で、JICA 調達部より研究代表機関に対し、機材の送付先(JICA 指定の国内倉庫＝輸送業者倉庫)を連絡します。航空輸送の場合、JICA は基本的に輸送業者と年間契約しています。海上輸送の場合は、案件ごとに輸送業者を選定するため、選定終了後に輸送業者の倉庫を連絡します。
- 研究代表機関は、機材を指定倉庫に送付する前に、必ず JICA 調達部へ梱包毎のパッキングリストを送付します。梱包が複数になる場合には、梱包毎の機材内容とパッキングリストが合致しているようにしてください。
- 外装には通し番号を振り、梱包機材とパッキングリストが照合できるようにする必要があります。
- JICA で承認を得られていない機材が同梱されていた場合は、着払いにて返却することになりますので注意してください。
- SATREPS の場合は機材が大型であるため宅配便で輸送業者倉庫まで送付できず、トラック等をチャーターする必要が生じるケースがあります。チャーターする場合は、研究代表機関は、JICA プロジェクト担当部を通じて JICA 調達部に事前に連絡・相談してください。
- 通常の JICA 技術協力プロジェクトの場合、JICA は指定倉庫入庫時から仕向地での開梱・検収時点までのみについて保険を付保します。しかし、SATREPS においては高額な機材が多いため、必要に応じて研究代表機関から指定倉庫までの国内輸送についても、JICA 負担で付保することも可能とします。JICA 負担での付保については、JICA プロジェクト担当部に相談してください。付保に必要な経費は事業契約経費より支出することになります。なお、国内輸送の付保は、JICA で契約業者を選定していないため、研究代表機関にて独自に付保することとなります。
- 機材を輸送業者倉庫へ搬入する際に発生する国内輸送費用(梱包料を含む)については、事業契約に含める形で JICA より研究代表所属機関に支払われます。輸送の手段を問わず全ての案件について研究代表機関による元払いとし、研究代表機関が事業契約経費より支出します。元払いで対応できない場合は、発送する前に、JICA プロジェクト担当者を通じて JICA 調達部へ連絡してください。なお、事前の連絡なしに元払いされていない機材が輸送業者倉庫へ搬入された場合には、受取りができない場合もあります。
- JICA 指定の国内倉庫（輸送業者倉庫）へ機材を送付する際に、複数回に分割して送付すると機材紛失等のトラブルが懸念されるため、原則一回（輸出梱包済み、元払い）で送付してください。複数のメーカーより搬入されるような場合は JICA 調達部に事前に相談してください。
- 研究代表機関から機材が無事に JICA 指定の国内倉庫へ搬入されたかどうか確認のために、機材の写真を撮ってもらうことや倉庫へ出向いて機材確認をすることはできません。同様に、研究代表機関での経理処理のため、JICA 指定の国内倉庫へ機材を搬入後、輸送業者の受取り証明書や輸送業者の受領サインの取得は、基本的にできません。どうしても必要な場合には、輸送業者に対応の可否を確認する必要があるため、JICA プロジェクト担当部を通じて JICA 調達部に事前に相談してください。

過去の事例

【その1】
原則1回での送付であるにも関わらず、購入元から、JICA指定の国内倉庫へ直接、何回にも分割して機材が送付された。さらに、この購入元は、過去の情報を参考にし、JICAへの相談なしに送付を行っていたため、輸送業者は機材リストと送付された機材の照合ができず、輸送手続きに時間を要した。

【その2】
JICA指定の国内倉庫に搬入された時点で、ダンボール箱が原型をとどめず、破損していた。機材の重量に耐えられない簡易な梱包が原因だったので、破損の状態を確認するため、研究代表機関、JICAプロジェクト担当者がJICA指定の国内倉庫へ出向き、輸送業者と共に破損状況の確認を行う必要が生じた。

【その3】
事前に提出されたパッキングリストの個数とJICA指定の国内倉庫へ搬入された個数が異なっていた。すでに輸出梱包に施されており機材の内容確認が不可能だったため、メーカーへ問い合わせを行う必要が生じた。

【その4】
研究代表機関が、JICAプロジェクト担当部へ事前に相談せずに、JICA指定の国内倉庫へ着払いで機材の送付をした。輸送業者では高額な立替払い金を用意出来ておらず、機材の搬入がスムーズに行われなかった。

【その5】
JICA指定の国内倉庫へ搬入された機材の箱に破れがあると輸送業者より報告があった。国内輸送中に発生したトラブルと考えられ、箱の表面のわずかな破れと判断されたため、研究代表機関へ連絡後、箱の中の機材に損傷がないかを輸送業者が目視で確認し、破損部をガムテープで補強して輸送を行った。

5-3-6 保険求償

(1)機材の検査

研究代表機関は、現地で免税通関手続きが終わり機材を入手したら、速やかに開梱し、機材内容が輸送書類に記載のとおりか検査を行います。

(2)紛失・破損があった場合

機材の紛失や破損等があった場合は、研究代表機関は、「機材損害報告書」(様式12)にその旨を記入し、下記の書類を添付して速やかにJICA在外事務所長宛て(事務所がない場合はJICAプロジェクト担当部を経由してJICA調達部に)提出してください。保険求償の対象になる場合は、JICA調達部が保険会社に損害求償の請求を行います。機材損害報告書が損害状況を証明する重要な書類となるため、詳細に事故状況を記入してください。

＜提出書類＞

⑥　機材損害報告書(開梱時の梱包状態及び機材の損害状況を記入)

⑦　Airway bill又はBill of Lading(コピー可)

⑧　インボイス及びパッキングリスト(該当機材を明示)

⑨　写真(開梱時の梱包状態及び機材の損害状況のわかるもの)

⑩　その他損害を証明するもの(任国関係機関の損害証明書等)

＊再輸送費を含めて損害額が100万円を超える場合は、保険会社が調査を行って損害額を査定しSurvey Reportを作成する。

(3)求償方法

保険求償の対象となった場合には、上記の書類をもとに、JICA調達部が保険会社に対して保険金を請求します。支払が認められた場合、JICAが円貨で保険金を受け取り、代替品を購入又は損害機材の修理をして再輸送します。

現地で購入又は修理を行うことも可能ですが、その場合は、研究代表機関は、必ず事前にJICAプロジェクト担当部の承認を得てください。

(4)保険期間

保険期間内に損害報告をしないと、求償手続きを行うことはできません。保険期間は、空港に貨物が到着した日から保険証券に記載されている日数まで(航空輸送の場合通常30日間、海上輸送の場合90日(内陸輸送+30日間))。例えば、1月1日に空港に到着した機材で付保期間が30日の場合は、1月30日までに検収を完了する必要があります。免税通関手続き等の遅れにより期間内に検収が完了しない恐れがある場合は、研究代表機関は、至急JICAプロジェクト担当部を通じてJICA調達部に保険付保期間の延長を申請してください。

5-3-7　機材返送時

(1)基本的な留意点

・　返送時については、日本国内の送付先まで Door to Door(JICA 事務所から研究代表機関または共同研究機関)の一貫輸送で届けるサービスを実施している輸送業者を利用してください。

・　輸出貿易管理令該当品を経済産業省に輸出許可申請して輸送した場合は、返送時に輸入承認書が必要となります（所定の手続きを経ず日本国内に持ち込むことはできません。）。この輸入の手続きは JICA プロジェクト担当部が行いますが、必要書類や手続きの流れはケースによって異なるため個別に JICA 調達部に相談してください。

(2)返送方法

・　在外研究員は、JICA 在外事務所に返送機材の申請を行い、JICA 在外事務所は、事前に返送機材として申請受けている機材であるか否かを確認のうえ、承認を行います。JICA 在外事務所がない場合には、JICA プロジェクト担当部に申請を行ってください。

・　承認後は、原則的に業務調整員が臨時会計役として管理する「在外事業強化費(通信運搬

費)」から支出します。JICA 在外事務所がない国の場合は、輸送機材の申請を行う際に予め JICA プロジェクト担当部に相談してください。

・ 輸送業者は現地で手配し、以下の要領で手続きを行ってください。

① 荷受人(Consignee)は、研究代表機関(あるいは共同研究機関)となります。最終的な送り先(大学、所属先等)を明記します。

Mr.○○○○ ○○○○(研究代表所属機関(あるいは共同研究機関)氏名) (最終的な送り先の住所)

② 損害保険は、研究代表機関と JICA プロジェクト担当部との間で協議のうえ、必要に応じて付保します。付保することなく送付し万一機材に損傷があった場合、JICA は責任を負うことができません。また、付保にかかる経費は、返送機材の輸送費と同様に、「在外事業強化費(通信運搬費)」より支出します。

(3)輸入通関／引取手続き

・ 復路の機内又は税関において『別送品申告書』を受け取り、必要事項を記入のうえ入国時に税関に提示し承認印をもらいます。
・ 承認印を受けた『別送品申告書』は、機材を受け取るまで、本人で保管してください。(場合によっては、後日提出いただく場合もあります。)
・ 輸送に際しては、日本国内の送付先までDoor to Door(JICA事務所から研究代表機関または共同研究機関)の一貫輸送で届けるサービスを実施している輸送業者を利用してください。その場合は、輸送業者の日本での代理店が輸入通関手続きを行い最終的な送り先まで届けることになります。それ以外の場合は、日本の空港での税関止めとなりますが、引き取り手続きには大変時間を要することから、研究代表機関においては、十分に注意して輸送手配を行ってください。

5-3-8 相手国に譲渡する場合

・ 通常、JICAが所有する機材をプロジェクト終了後に相手国側に譲渡する場合は、相手国側からの要請を確認したうえで譲渡を承認、先方政府より受領書を取り付け、所有権を移転することになります。
・ ここで定める輸送機材は本邦研究機関所有の機材であるため、譲渡時の手続きについてJICAが具体的に指定するものではありませんが、上記のJICA手続きも参考のうえ、各研究 機関において所有権の移転の手続きが円滑に行われるよう留意願います。

5-3-9 共同研究機関所有の機材を研究代表機関が輸送する場合

・ 共同研究機関が所有する機材を輸送機材とする場合でも、JICAプロジェクト担当部への輸送手続き申請は研究代表機関が行うとともに、経費の支出に際してはJICAより研究代表機関に支払われている事業契約経費より同機関の定めに従って支出することになります。当該機関が研究代表機関に替わって一連の手続きを行うことも可能ですが、その場合も

研究代表機関の規程に則って手続きを行い、経費を支出することになります。

・ なお、必要に応じて、研究代表機関と当該機材を所有する共同研究機関との間で、プロジェクトにおける当該機材の取り扱い等にかかる合意文書を取り交わすことにします。

5-3-10 経費の取り扱い

・ 在外研究員が自らの研究のために占有使用し、プロジェクト終了後も引き続き保有を予定する資機材は、当該資機材がSATREPSのプロジェクトサイトに持ち込まれるものであってもJICAが経費負担を行う対象外となります。（SATREPSの研究で使用しない機材、私物等は、エクセスも含め輸送費をJICAでは支払えません。）これらについては、当該資機材購入のための経費を支出した各機関の定めに従って適切に管理してください。

・